



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、近年は減少に転じている。

平均審理期間を見ると、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はおおむね横ばいに推移したが、近年は再び長期化している。審理期間が2年を超える事件の割合も、前回の6.8%から7.8%に増加した。平均争点整理期日回数は若干減少したが、平均期日間隔は若干長期化し、全体として、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が41.4%、和解で終局した事件の割合が37.1%、取下げで終局した事件の割合が14.3%）と比べ、判決で終局した事件の割合が43.2%、取下げで終局した事件の割合が18.2%とそれぞれ増加した一方で、和解で終局した事件の割合が35.3%と減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約23%（判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが5割強）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあるが、人証調べ実施事件における平均人証数は前回と同様である。

上訴率については、平成27年（23.4%）までは増加する傾向にあったが、平成28年以降は減少する傾向にあり、令和2年は18.5%となっている。

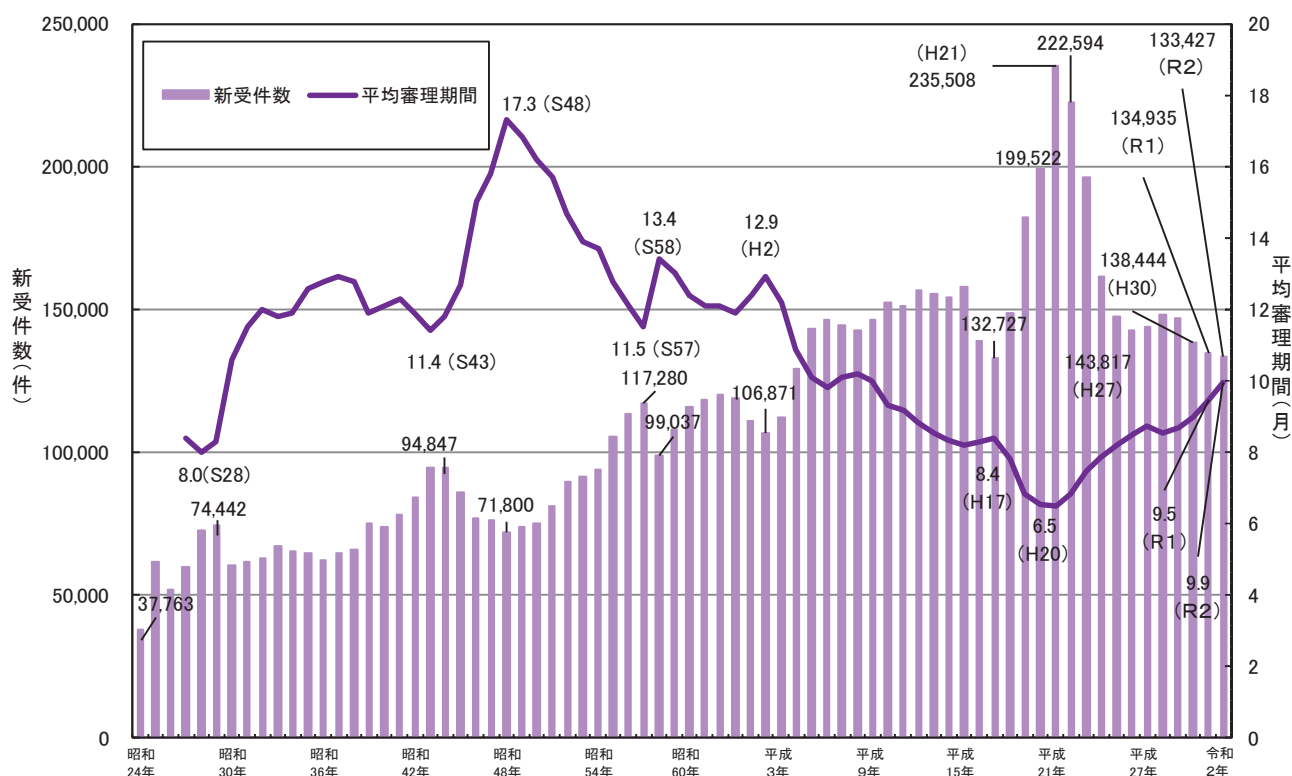
合議率については、平成24年以降、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成23年以降増加する傾向にあったが、令和2年は若干減少し、合議率は34.0%となっている。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移

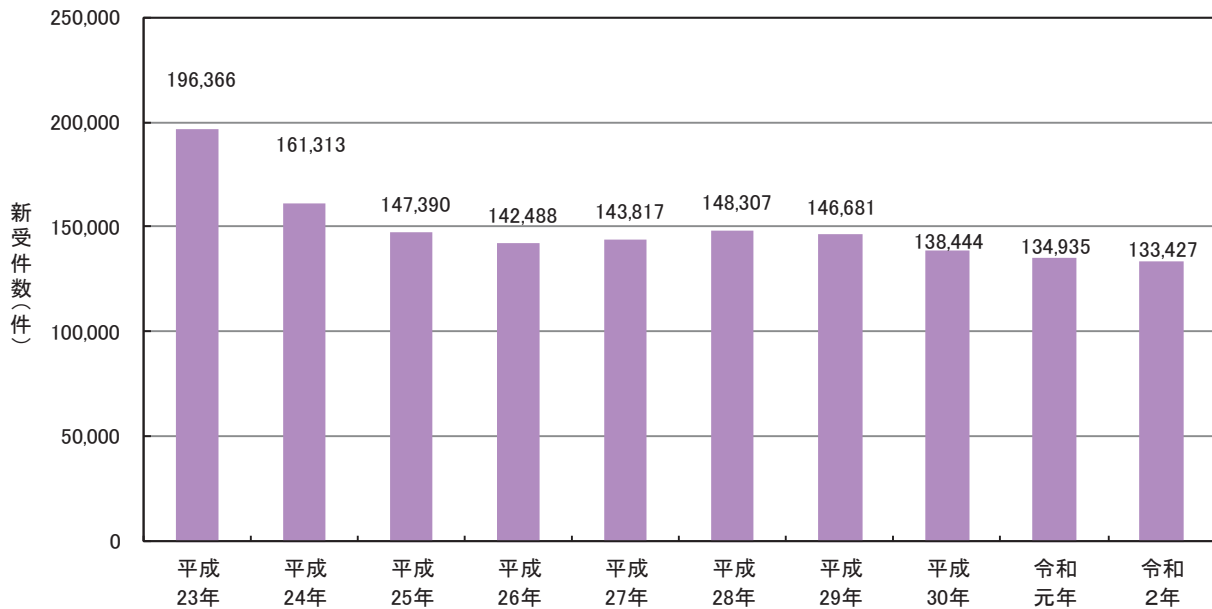


新受件数²は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後、減少に転じ、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年若干減少に転じている（【図1】【図2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

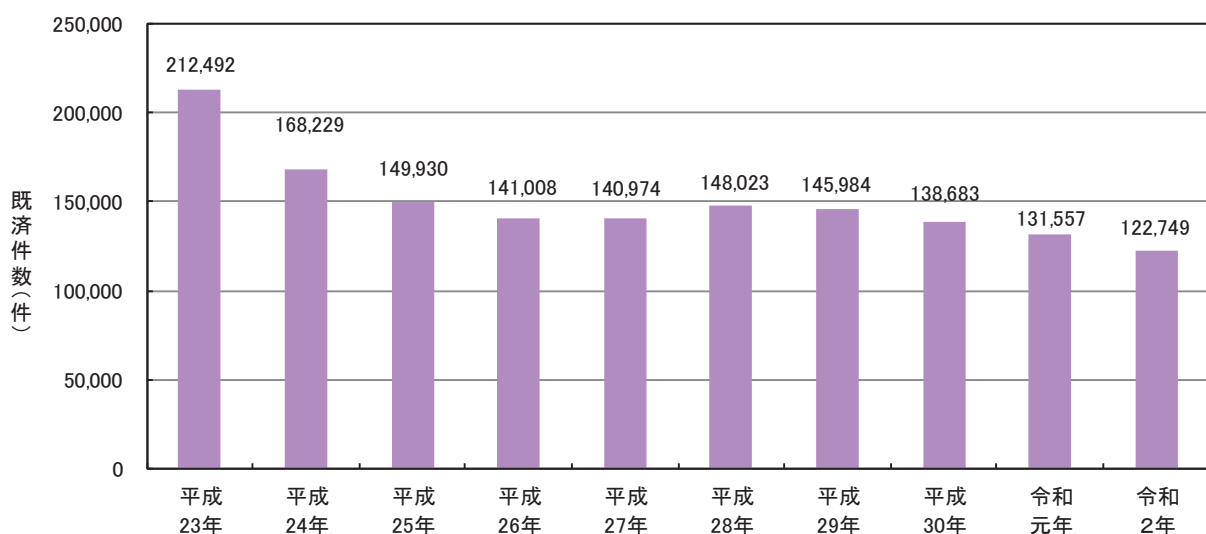
² 第3回から前回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していた（本件除外処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下参照）。しかし、近年、全体として過払金等事件が減少していることや、民事第一審訴訟事件全体と「金銭のその他」等以外の事件との平均審理期間の差がわずかになってきたこと（第8回報告書20頁【表4】参照）を踏まえて、本件除外処理の妥当性を裏付けるために使用された複数の比較データについて、民事第一審訴訟事件全体と「金銭のその他」等以外の事件の統計データ（令和元年まで）を改めて確認したところ、平成17年以降に拡大した統計データの差は平成21年をピークに縮小し、令和元年の統計では、その差はわずかなものとなっていることが確認された。このような状況を前提とすると、「金銭のその他」等に含まれる、過払金等事件以外の事件をも除外することになる本件除外処理を継続する必要性は低下している。そこで、本報告書においては、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、新受件数の推移とほぼ同様に、平成23年以降、新受件数の減少に伴って減少し、平成27年（14万3817件）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年は減少に転じている。³

【図3】 既済件数の推移



³ ただし、令和2年における減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

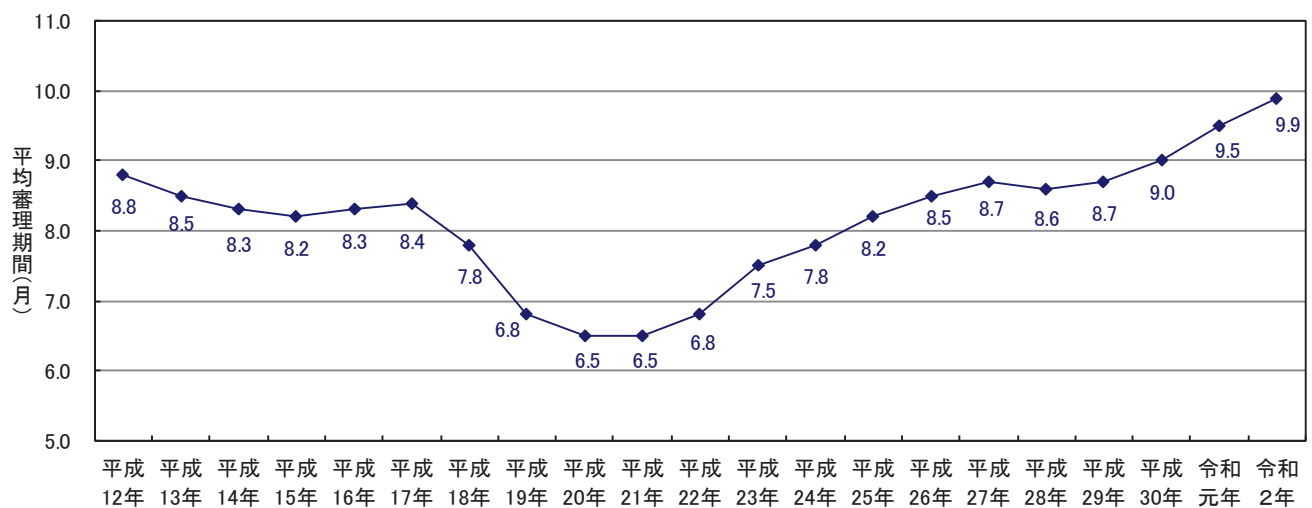
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成 18 年（7.8 月）以降平成 20 年（6.5 月）まで顕著に短縮した後、平成 22 年（6.8 月）以降長期化に転じ、平成 27 年（8.7 月）以降はおおむね横ばいで推移していたが、近年再度長期化に転じ、令和 2 年は 9.9 月と前回（9.0 月）より長くなった（【図 1】【図 5】）。⁴

【表 4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
平均審理期間(月)	9.9

【図 5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」⁵（2万9764件）、「建物」⁶（2万7050件）、「その他の損害賠償」（1万9136件）、「交通損害賠償」（1万4506件）の順に多く、「金銭のその他」（2万9764件）が前回（3万5637件）より5873件減少し、「その他の損害賠償」（1万9136件）が前回（2万7157件）より8021件減少したが、全体としては前回までの調査結果と大きな変化はない。平均審理期間については、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」（27.6月）、「医療損害賠償」（26.7月）、「責任追及等」⁷（25.1月）となっているが、ほぼ全ての事件類型において長期化しており、「その他の損害賠償」（15.2月）も前回（11.2月）より長期化した。（第8回報告書21頁【表6】参照）

【表6】事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総 数	122,749	9.9
金 銭		
売買代金	1,357	10.6
貸 金	6,352	7.8
立替金	3,728	4.3
建築請負代金	1,277	17.3
建築瑕疵損害賠償	378	27.6
交通損害賠償	14,506	13.3
医療損害賠償	647	26.7
公害損害賠償	69	18.6
その他の損害賠償	19,136	15.2
手形金	10	9.9
手形異議	15	14.6
金銭債権存否	1,222	10.5
労働金銭	2,219	15.9
知的財産金銭	215	15.1
金銭のその他	29,764	8.9

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建 物	27,050	4.6
土 地	5,934	9.7
土地境界	292	18.6
労 働	754	16.0
知的財産	208	15.7
請求異議	211	9.6
第三者異議	70	5.3
公害差止め	3	23.5
責任追及等	31	25.1
共通義務確認	1	18.0
その他	7,300	11.7

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編17頁脚注3参照）。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる（第5回報告書概況編18頁脚注5参照）。

⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法 847 条3項若しくは5項、847 条の2第6項若しくは第8項、847 条の3第7項若しくは第9項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 64 条による改正前の商法 267 条3項若しくは4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

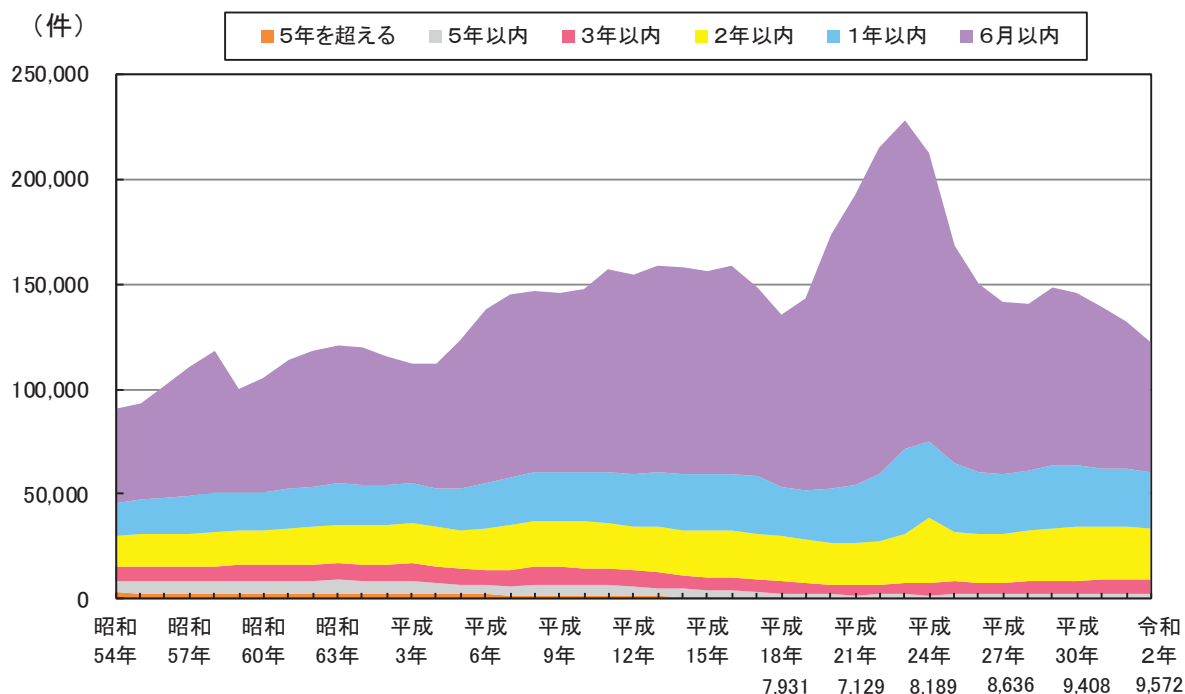
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（7.8%）⁸は、前回（6.8%）よりも増加している⁹（第8回報告書22頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
6月以内	62,352 50.8%
6月超1年以内	27,128 22.1%
1年超2年以内	23,697 19.3%
2年超3年以内	6,694 5.5%
3年超5年以内	2,544 2.1%
5年を超える	334 0.3%

【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



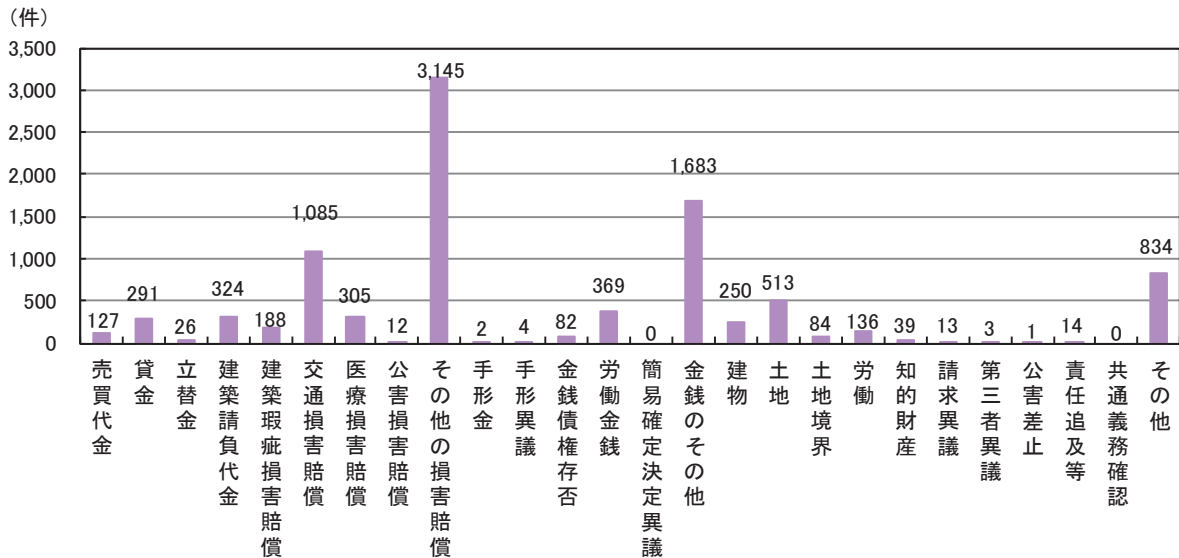
※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表7の数値を足し合わせた数値とは一致しない。正確な数値については、【図9】のうち「総数」の行を参照されたい。

⁹ 令和2年における審理期間が2年を超える事件の割合の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（32.9%）、「金銭のその他」（17.6%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（49.7%）及び「医療損害賠償」（47.1%）である点は、前回と同様である（【図9】）（第8回報告書23頁【図9】参照）。

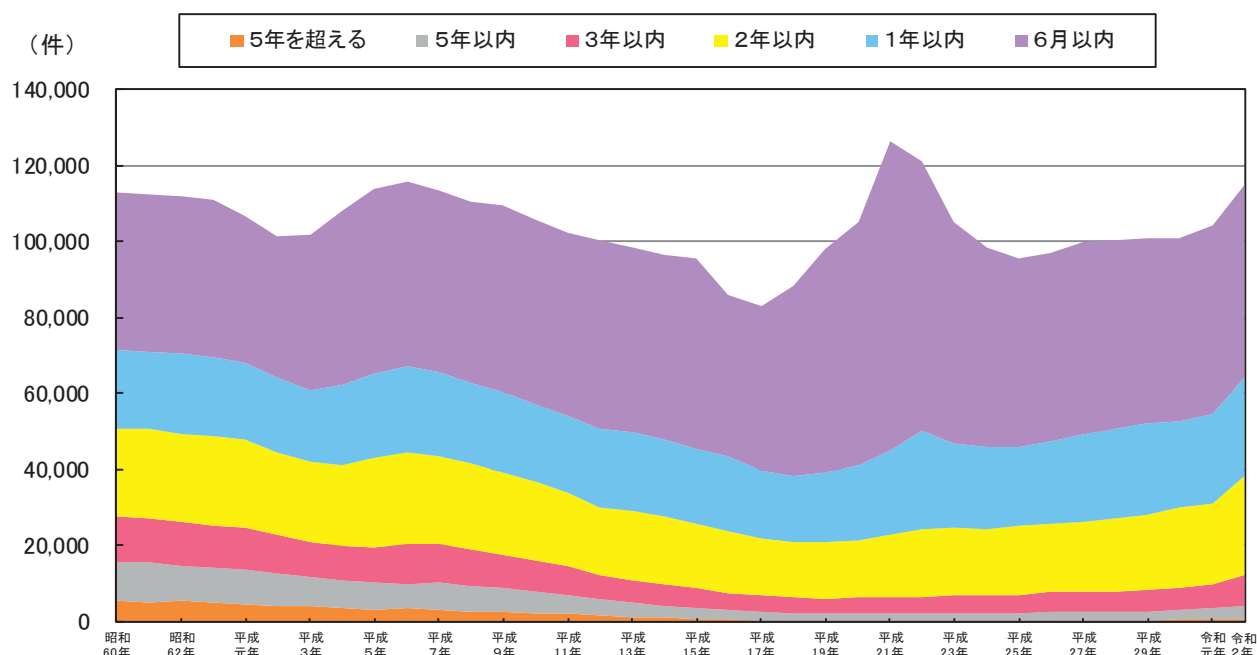
【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



事件の種類		既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合
総数		122,749	100.0%	9,572	100.0%	7.8%
金銭	売買代金	1,357	1.1%	127	1.3%	9.4%
	貸金	6,352	5.2%	291	3.0%	4.6%
	立替金	3,728	3.0%	26	0.3%	0.7%
	建築請負代金	1,277	1.04%	324	3.4%	25.4%
	建築瑕疵損害賠償	378	0.3%	188	2.0%	49.7%
	交通損害賠償	14,506	11.8%	1,085	11.3%	7.5%
	医療損害賠償	647	0.5%	305	3.2%	47.1%
	公害損害賠償	69	0.06%	12	0.1%	17.4%
	その他の損害賠償	19,136	15.6%	3,145	32.9%	16.4%
	手形金	10	0.01%	2	0.02%	20.0%
	手形異議	15	0.01%	4	0.04%	26.7%
	金銭債権存否	1,222	1.0%	82	0.9%	6.7%
	労働金銭	2,219	1.8%	369	3.9%	16.6%
	知的財産金銭	215	0.2%	42	0.4%	19.5%
	金銭のその他	29,764	24.2%	1,683	17.6%	5.7%
建物		27,050	22.0%	250	2.6%	0.9%
土地		5,934	4.8%	513	5.4%	8.6%
土地境界		292	0.2%	84	0.9%	28.8%
労働		754	0.6%	136	1.4%	18.0%
知的財産		208	0.2%	39	0.4%	18.8%
請求異議		211	0.2%	13	0.1%	6.2%
第三者異議		70	0.1%	3	0.03%	4.3%
公害差止め		3	0.002%	1	0.01%	33.3%
責任追及等		31	0.03%	14	0.1%	45.2%
共通義務確認		1	0.0008%	-	-	-
その他		7,300	5.9%	834	8.7%	11.4%

各年 12 月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図 10】のとおりであり、係属期間 2 年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図 11】のとおりである。係属期間 2 年超の事件の数は、平成 19 年まで減少する傾向にあったが、平成 20 年以降はおおむね増加する傾向となっており¹⁰、令和 2 年（1 万 2267 件）は平成 30 年（8,995 件）より 3,272 件増加している。また、全未済事件に占める係属期間 2 年超の未済事件の割合は、平成 23 年（6.7%）以降おおむね増加する傾向にあり、令和 2 年は 10.7%であった。（第 8 回報告書 24 頁【図 11】参照）¹¹

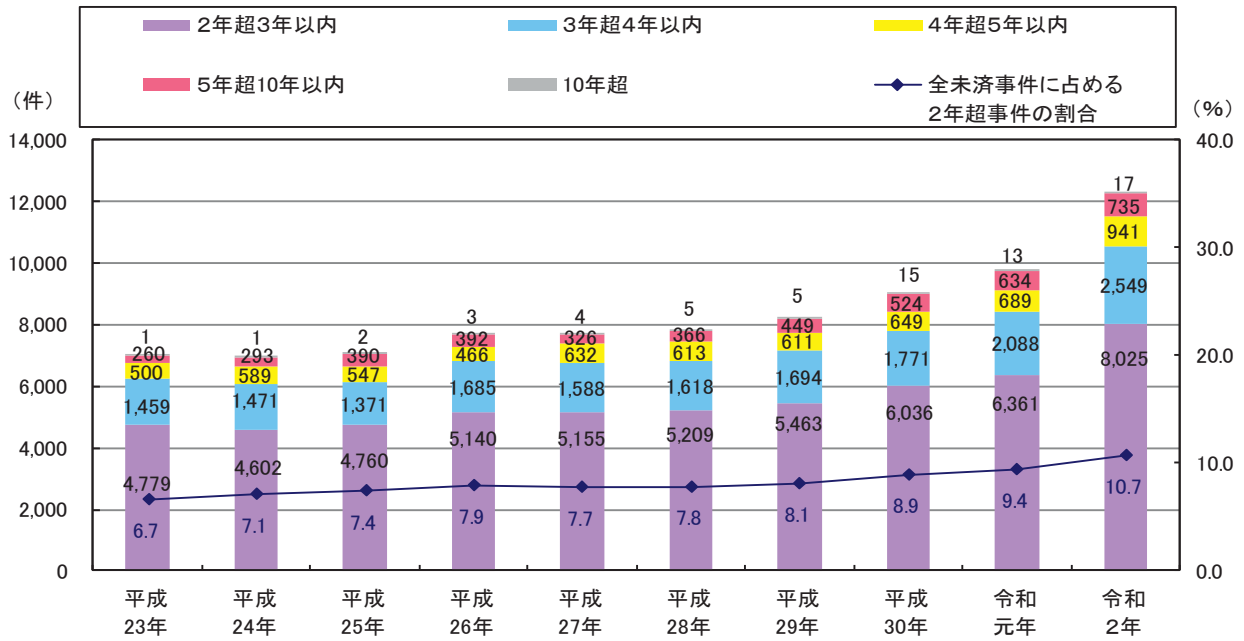
【図 10】 未済事件の係属期間別事件数の推移



¹⁰ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる（破産法 44 条 1 項、民事再生法 40 条 1 項、会社更生法 52 条 1 項等参照）。

¹¹ ただし、令和 2 年における係属期間 2 年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間 2 年超の事件の割合の各増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

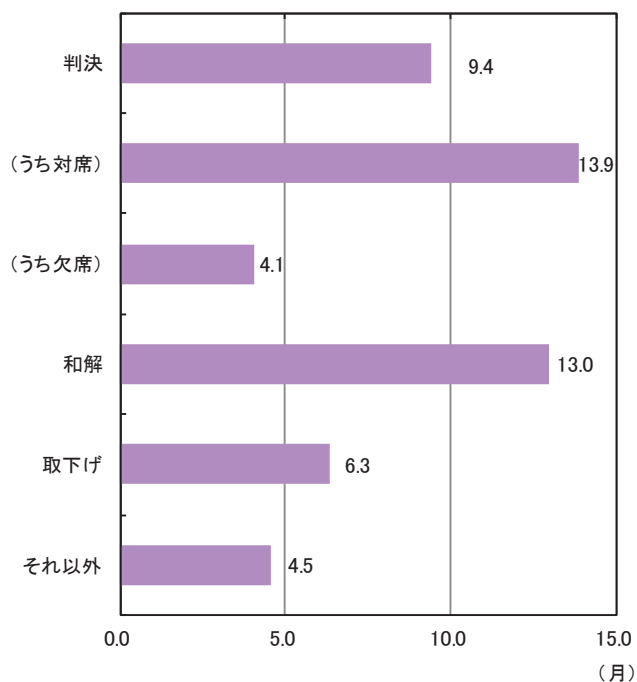
終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（43.2%）、取下げで終局した事件の割合（18.2%）が前回（それぞれ 41.4%、14.3%）より増加した一方で、和解で終局した事件の割合（35.3%）が前回（37.1%）より減少したほか、判決で終局した事件のうち対席判決となっている事件の割合（54.2%）が前回（58.4%）より減少した（第8回報告書 25 頁【表 12】参照）。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	122,749
判決	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	28,747 54.2%
和解	43,364 35.3%
取下げ	22,372 18.2%
それ以外	3,929 3.2%

終局区分別の平均審理期間は【図 13】のとおりであり、全体的に見て前回より長期化している¹²（第8回報告書 25 頁【図 13】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間



¹² 脚注4のとおり、長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹³は【表 14】 【表14】 平均期日回数及び平均期日間隔
のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.7
回）及び平均争点整理期日回数（3.0 回）は、
いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.9 回、
平均争点整理期日回数 3.1 回）より若干減少し
たものの¹⁴、平均期日間隔（2.1 月）は、前回
（1.8 月）から若干長期化し¹⁵、全体として争点
整理期間が長期化する傾向にある（第8回報告
書 26 頁【表 14】参照）。

事件の種類	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.7
うち平均口頭弁論 期日回数	1.7
うち平均争点整理 期日回数	3.0
平均期日間隔(月)	2.1

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹⁶（準
備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備
手続のいずれかが実施された事件の割合）は、
【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率
（43.0%）は、前回（43.6%）より若干減少して
いる（第8回報告書 26 頁【表 15】参照）。

【表15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類	民事第一審訴訟
争 点 整 理	実施件数
	52,814
	実施率
	43.0%

¹³ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第1回報告書 20 頁参照）。

¹⁴ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

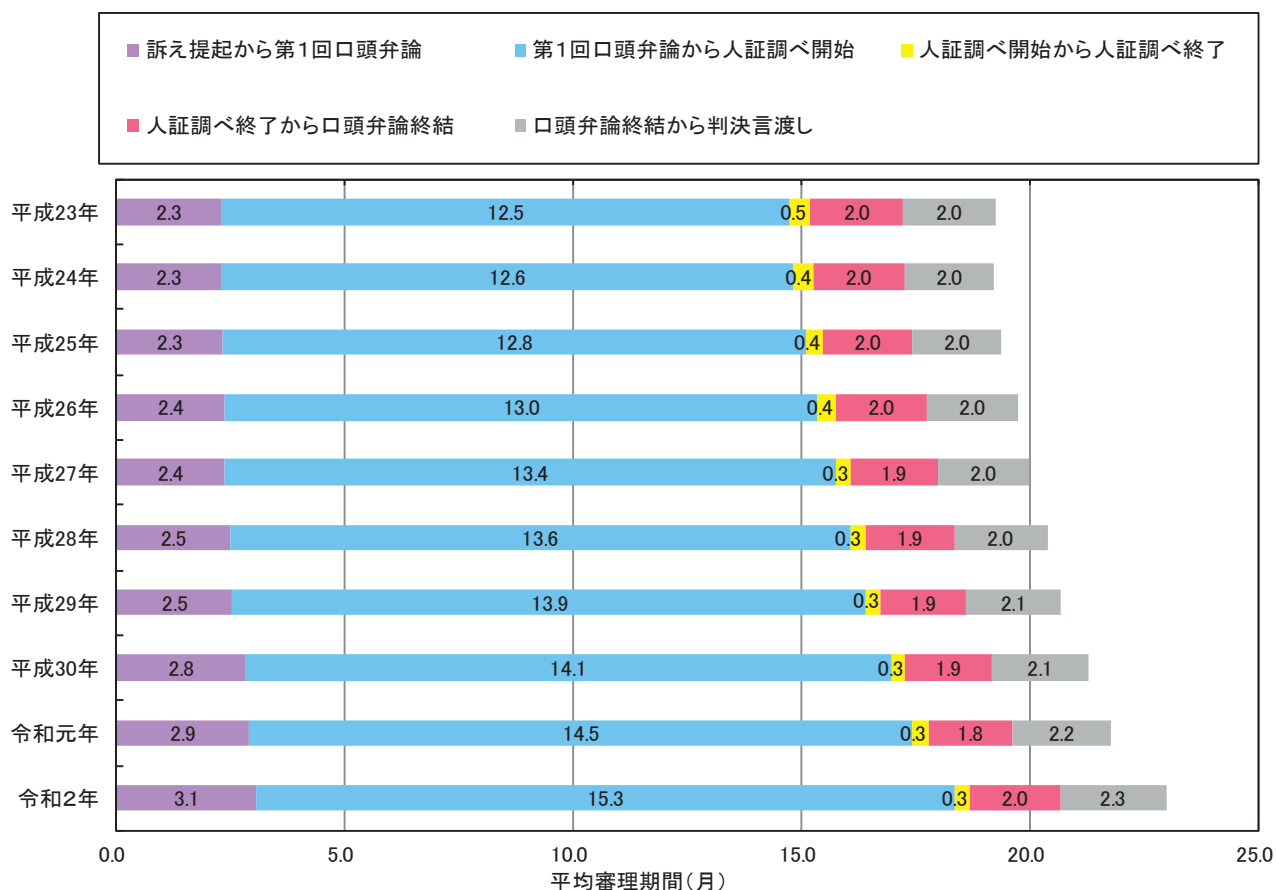
¹⁵ 長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁶ ただし、それほど複雑ではなく1回1回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理実施率はあくまでも目安にすぎない。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁷における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。平成 21 年以降、第 1 回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）が長期化していることに加え、近年は訴え提起から第 1 回口頭弁論までの平均期間も長期化しており、そのために審理期間全体が長期化している¹⁸（第 8 回報告書 27 頁【図 16】参照）。

【図 16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁷ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

¹⁸ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数¹⁹は【表 17】のとおりである。

第5回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回 0.3 人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり令和 2 年においては、2.7 人となっていて、前回と同様である（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】，第8回報告書 28 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 10.3%となった後、平成 23 年に増加に転じ（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】参照），平成 26 年には 15.9%まで増加した。その後、減少に転じ、令和 2 年は 12.4%と前回（14.4%）より減少した（【表 17】）。（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】，第8回報告書 28 頁【表 17】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2 月）は、前回（21.5 月）よりも長くなっている。その要因については、平均人証調べ期間²⁰（0.3 月）が前回と同様であるのに対し、平均争点整理期日回数（8.6 回）が前回（8.0 回）より若干増えていることや、前述のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における争点整理期間が長期化していることからすると、争点整理期間が長くなったことによるものといえる。²¹（【図 16】【表 18】【表 19】）（第8回報告書 28 頁【表 18】【表 19】参照）

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		12.4%
平均人証数		0.3
人証調べ実施事件	うち平均証人数	0.1
	うち平均本人数	0.2
	平均人証数	2.7
	うち平均証人数	0.9
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.2
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	12.3
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	3.7
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	8.6

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

¹⁹ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

²⁰ 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

²¹ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、9割近くの事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は1.6%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第8回報告書29頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	13,513	88.7%
2回	1,475	9.7%
3回	167	1.1%
4回	44	0.3%
5回	15	0.1%
6回	14	0.09%
7回	1	0.01%
8回	—	—
9回	—	—
10回	2	0.01%
11～15回	9	0.06%
16回以上	1	0.01%
合 計	15,241	100.0%

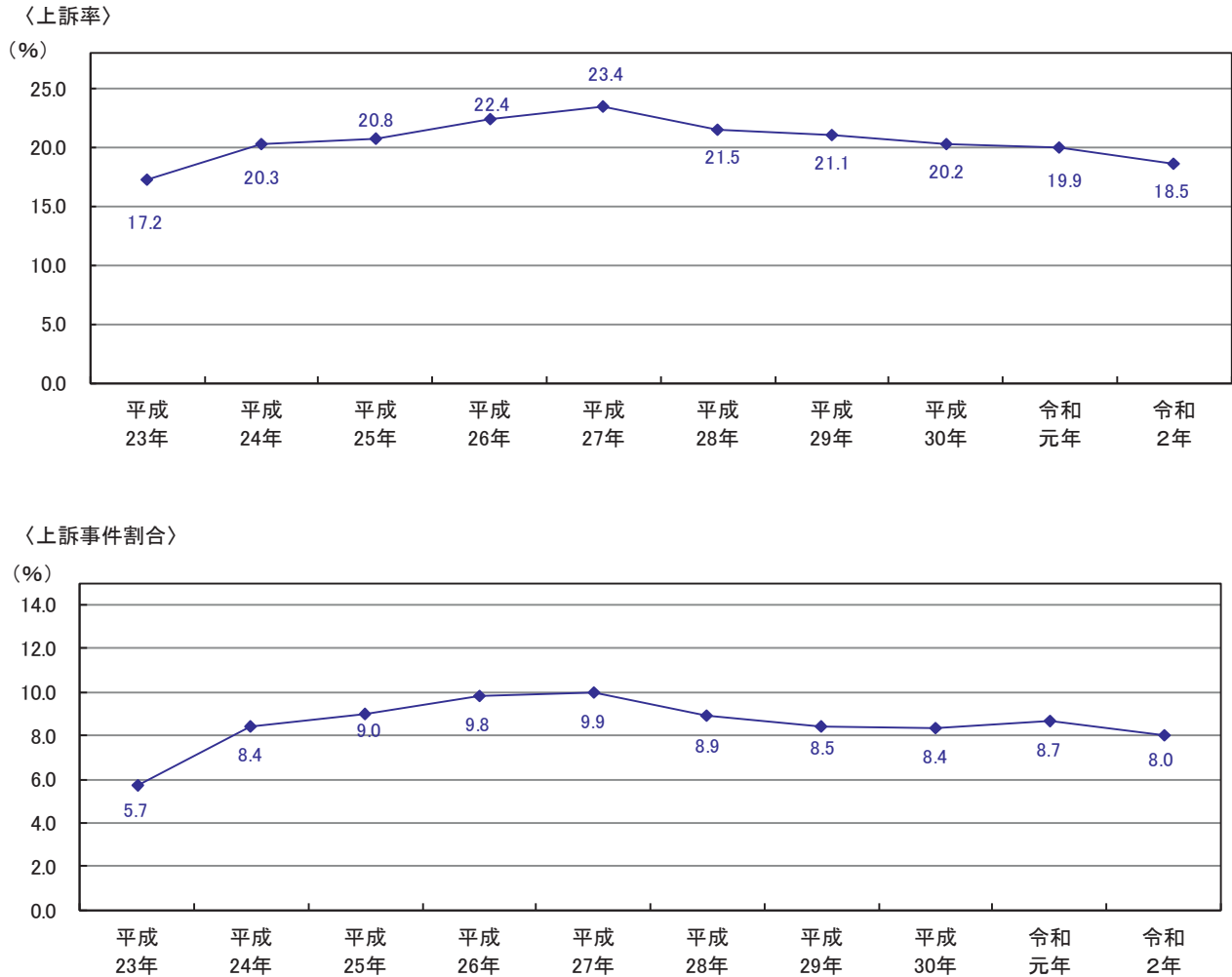
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第8回報告書29頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑 定	実施件数	633
	実施率	0.5%
検 証	実施件数	157
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合²²の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にある。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



²² 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、過払金等事件の増加に伴い平成 18 年以降急激に減少し、平成 22 年に 27.8%となった後、平成 23 年以降は増加に転じたが、令和 2 年（44.5%）は前回（45.5%）よりも減少した（第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】，第 6 回報告書 32 頁【表 22】，第 7 回報告書 27 頁【表 21】，第 8 回報告書 31 頁【表 23】参照）。

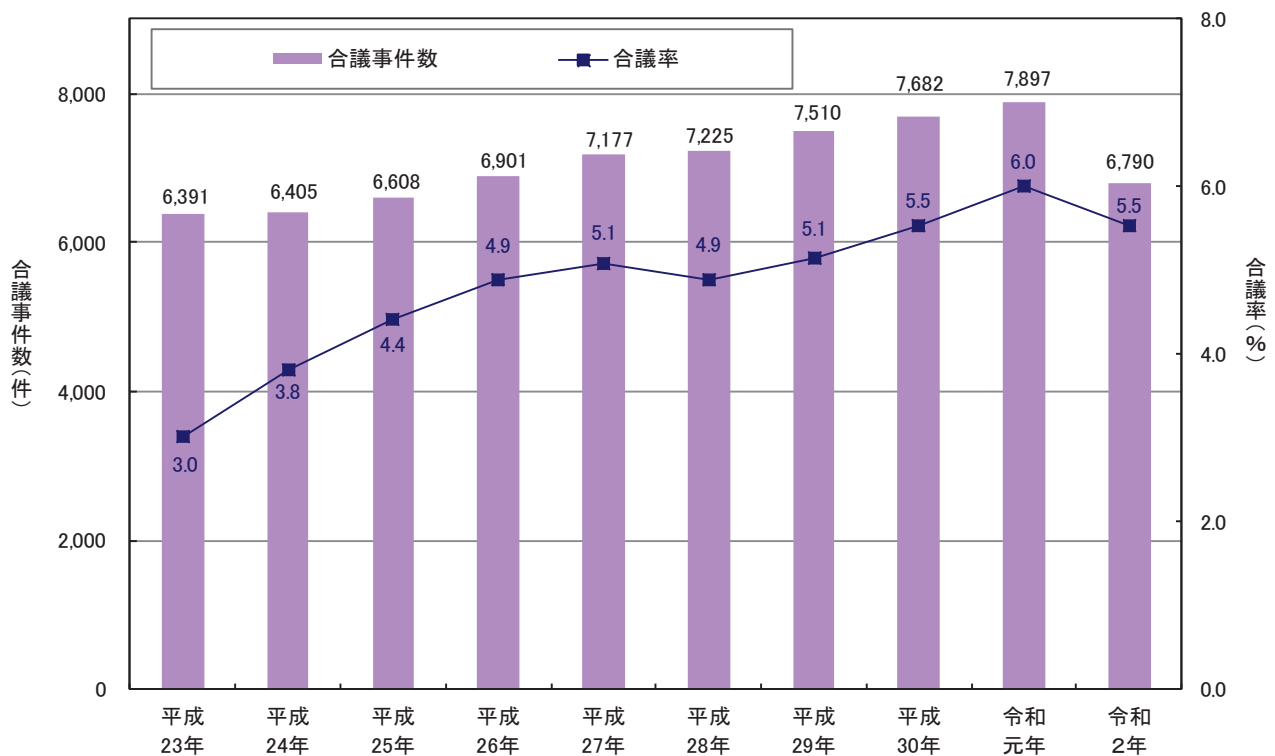
【表 23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	3,439 2.8%
本人による	9,889 8.1%

○ 合議の状況

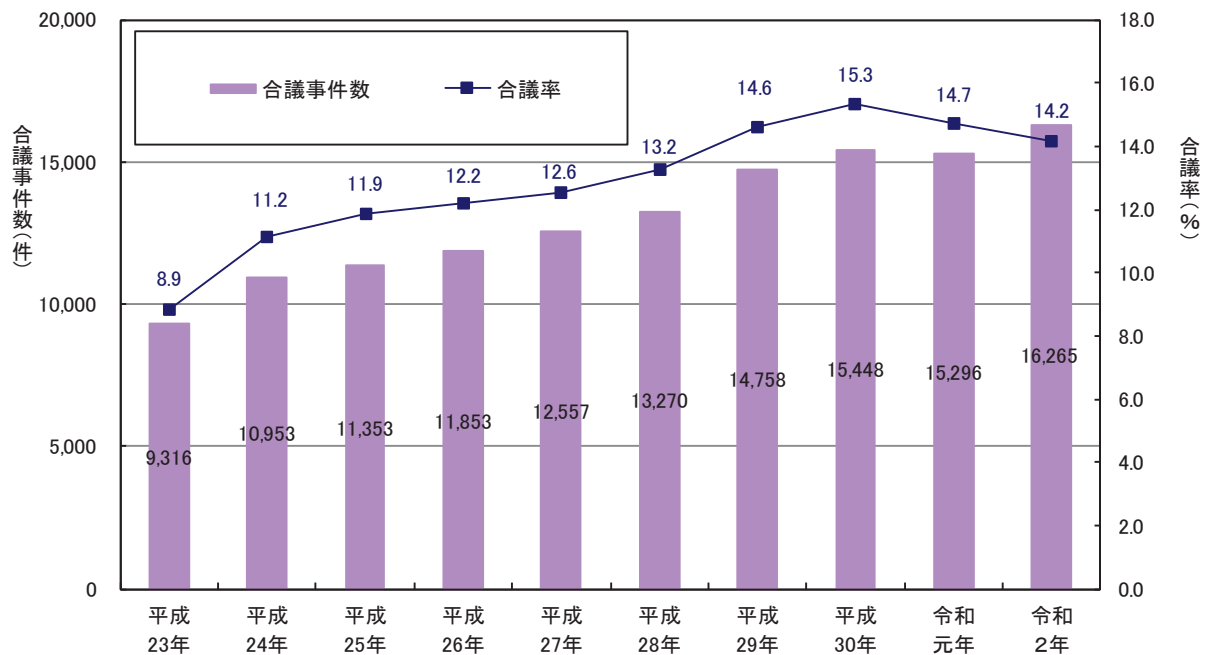
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、平成 23 年に 3.0%であったところ、平成 24 年以降はおおむね増加傾向にあったが、令和 2 年は若干減少し、5.5%となっている。

【図 24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 23 年に 8.9%であったところ、平成 24 年以降は増加傾向となり、平成 30 年には 15.3%となったが、近年は若干減少している²³。合議事件数については、平成 24 年以降増加傾向となっている。

【図25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移

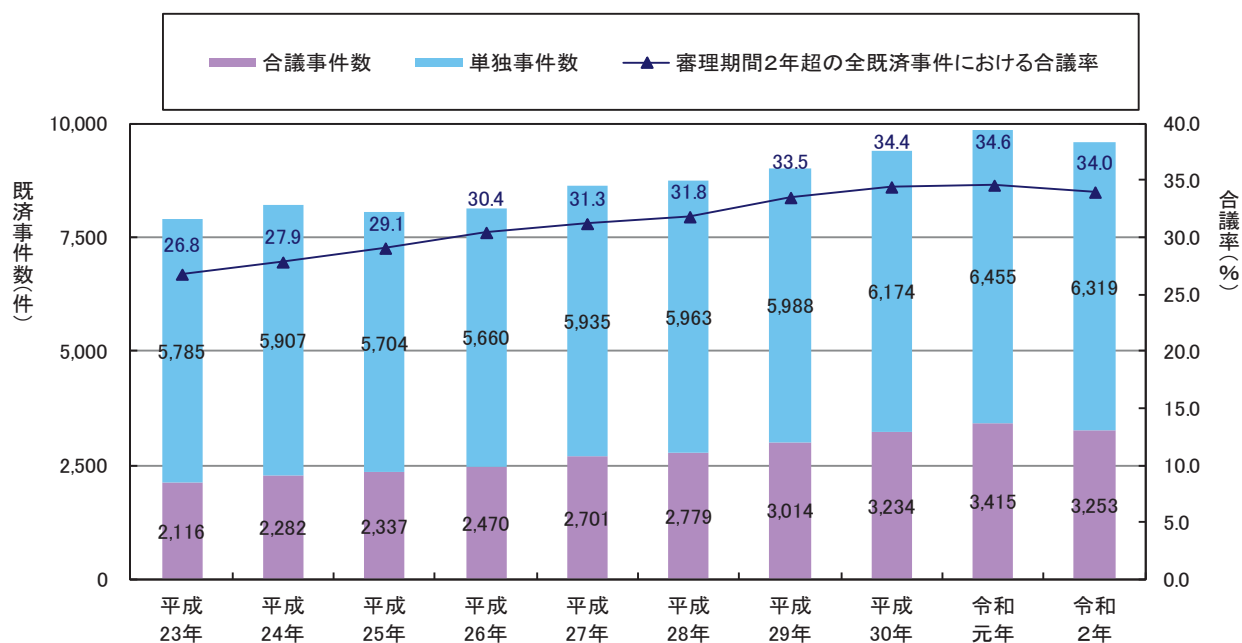


²³ 令和2年において合議事件数が増えたにもかかわらず、合議率が低下したのは、未済事件全体の事件数の増加によるものと思われるが、その背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数及び合議率は、平成23年以降、いずれも増加傾向にあったが、令和2年には若干減少し、合議事件数は3,253件、合議率は34.0%であった。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移し、令和 2 年は、平成 30 年（741 件）より増加して、816 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移してきたが、令和 2 年（26.7 月）は若干長期化した。審理期間が 2 年を超える事件の割合についても、令和 2 年（47.1%）は平成 30 年（44.4%）より増加した。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、争点整理期間（23.7 月）が前回（21.2 月）より長くなったことにより、全体の平均審理期間も前回より長期化している。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

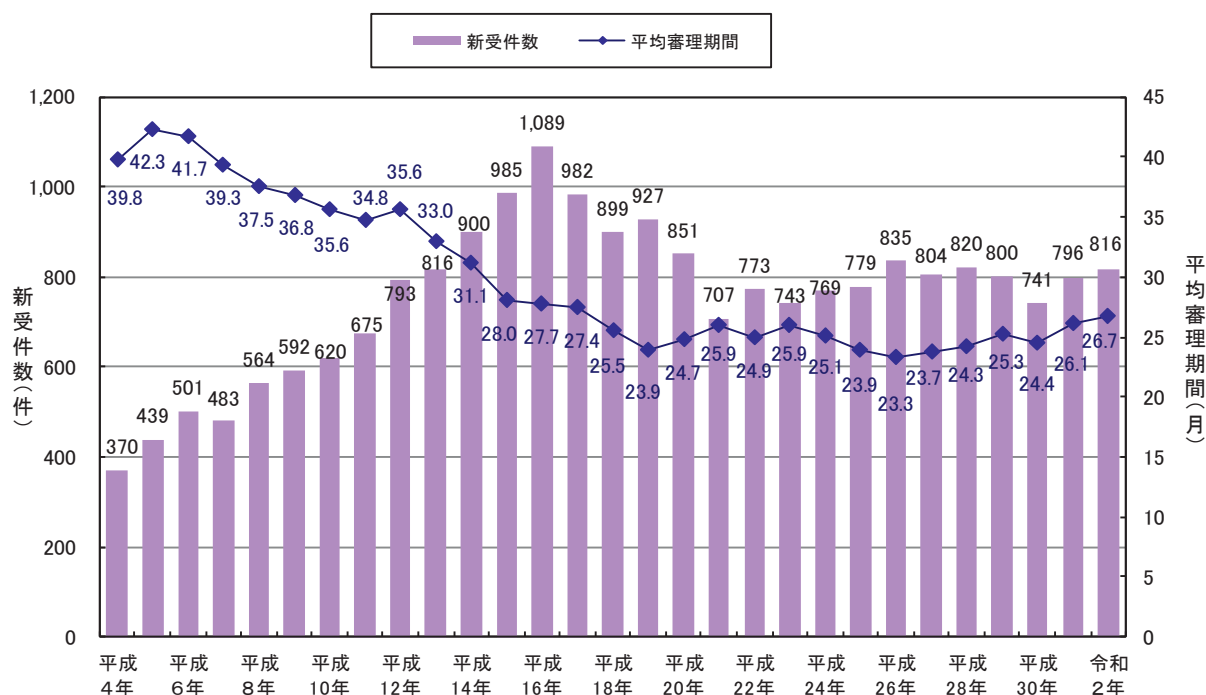
終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年（370件）から平成16年（1,089件）までおおむね増加傾向であったが、それ以降減少傾向に転じ、平成21年以降は年間700件台から800件台前半で推移しており、令和2年は、平成30年（741件）より増加して、816件であった。

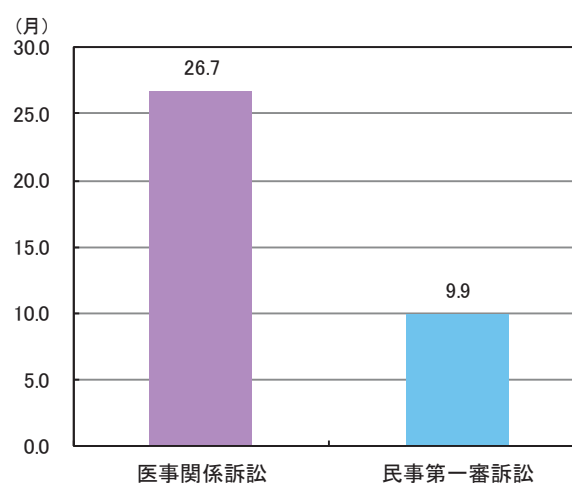
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（医事関係訴訟）



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にあり、近年23月から26月の範囲内で推移していたが、平成27年(23.7月)以降徐々に長期化しており、令和2年は、前回(24.4月)より長期化して26.7月となった(【図1】【図2】)²。



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す(第1回報告書69頁参照)。

² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあり、令和2年は、前回（44.4%）より増加して47.1%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】参照）³。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（54.3%）より若干増加して54.9%となっており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準である。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第8回報告書35頁【表4】参照）

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（77.4%）は、前回（79.4%）より若干低下したが、依然として高い水準にある（第8回報告書35頁【表5】参照）。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	647	122,749
平均審理期間(月)	26.7	9.9
6月以内	70 10.8%	62,352 50.8%
6月超1年以内	86 13.3%	27,128 22.1%
1年超2年以内	186 28.7%	23,697 19.3%
2年超3年以内	146 22.6%	6,694 5.5%
3年超5年以内	131 20.2%	2,544 2.1%
5年を超える	28 4.3%	334 0.3%

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	198 30.6%	53,084 43.2%
うち対席 （％は判決に対する割合）	194 98.0%	28,747 54.2%
和解	355 54.9%	43,364 35.3%
取下げ	42 6.5%	22,372 18.2%
それ以外	52 8.0%	3,929 3.2%

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	501 77.4%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	67 10.4%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	64 9.9%	3,439 2.8%
本人による	15 2.3%	9,889 8.1%

³ ただし、令和2年に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数（9.9回）が前回（9.4回）よりも増加したが、平均口頭弁論期日回数（2.1回）が前回（2.5回）より減少したため、全体の平均期日回数（12.0回）は前回（11.9回）とほぼ同じであり、平均期日間隔（2.2月）も前回（2.1月）とほぼ同じである（第8回報告書35頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	12.0	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	2.1	1.7
うち平均争点整理期日回数	9.9	3.0
平均期日間隔(月)	2.2	2.1

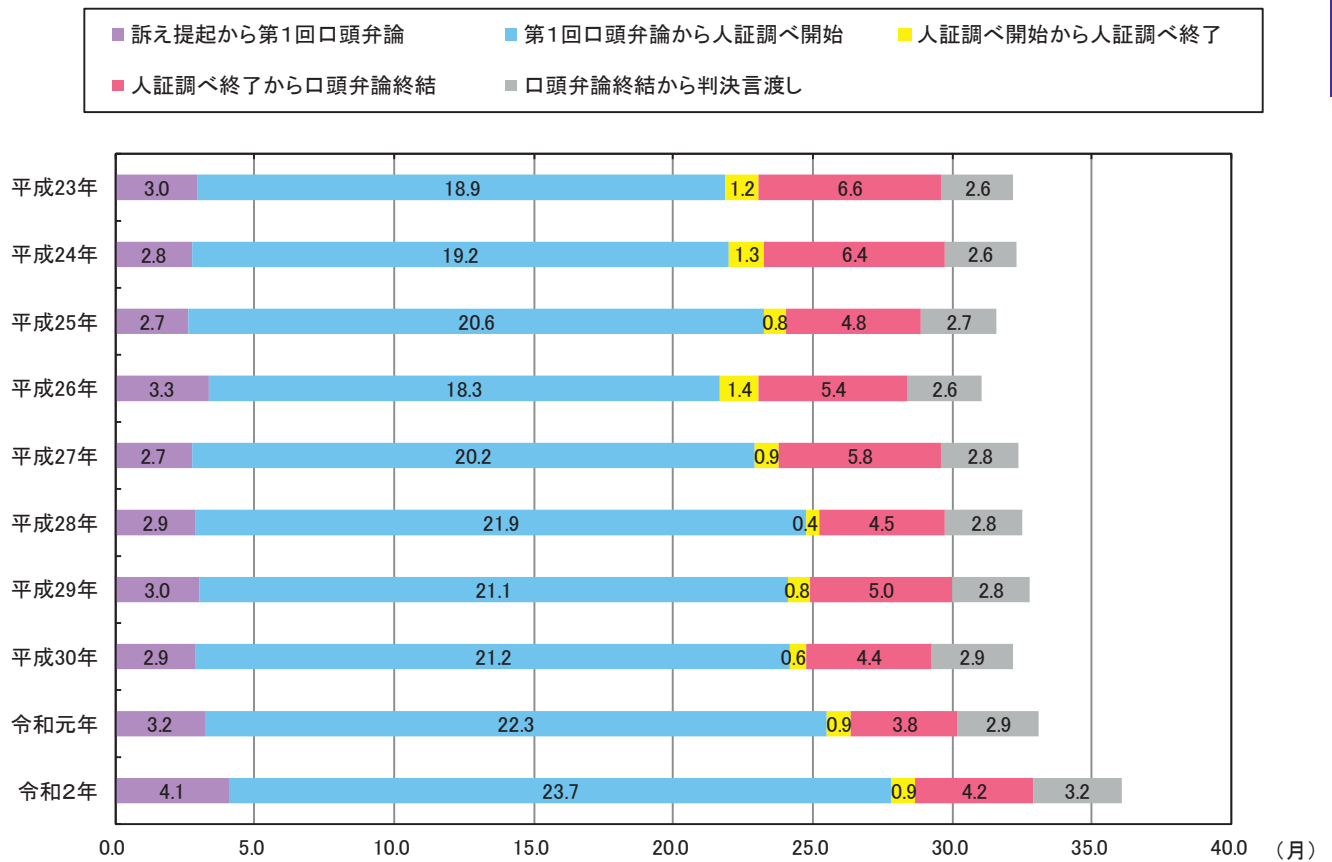
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（79.4%）は、前回（82.2%）より若干減少したが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準である（第8回報告書36頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	514
	実施率	79.4%
		52,814
		43.0%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和2年において、医事関係訴訟全体の23.6%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりであり、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）（23.7月）が、前回（21.2月）より長期化したことにより、審理期間全体も前回より長期化した⁴。長期的に見ると、争点整理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）（前掲Ⅲ. 1. 1【図16】）と同様におおむね長期化傾向にあるが、人証調べ開始以降の平均期間は、おおむね短縮傾向にある。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

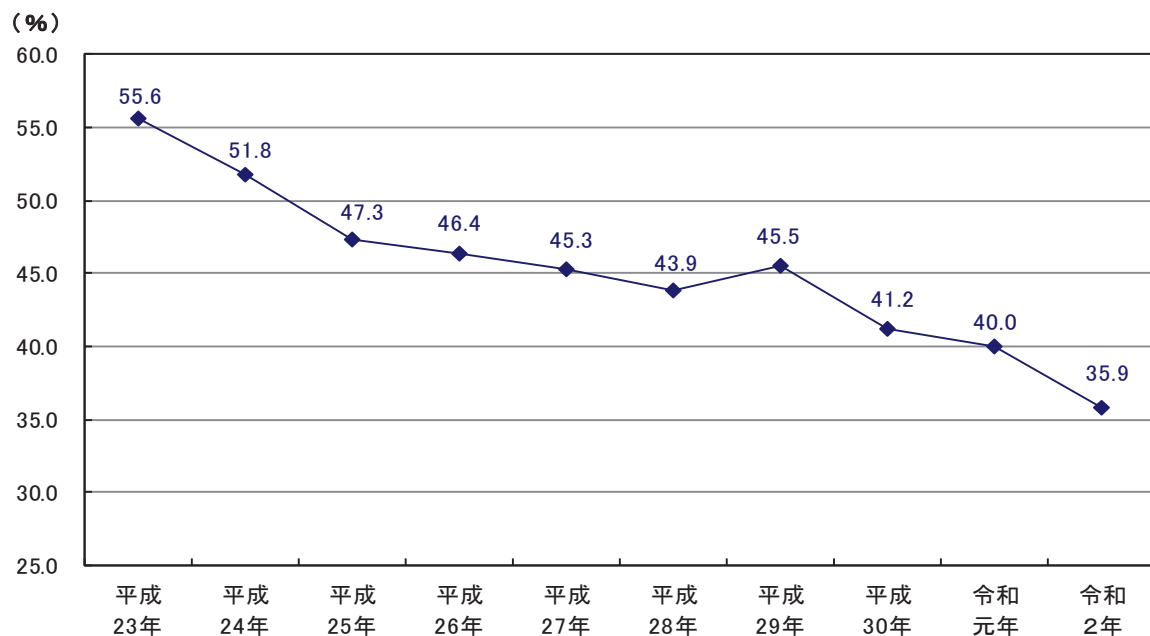
Ⅲ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 9】のとおりであり，民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準である。人証調べ実施率（35.9％）は，前回（41.2％）から減少しており，平成 23 年以降で見ても減少傾向にある（【図 10】）（第 8 回報告書 37 頁【表 9】参照）。

【表 9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	35.9%	12.4%
平均人証数	1.0	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.7

【図 10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した医事関係訴訟における平均審理期間（38.6 月）は，前回（34.0 月）より長期化しており⁵，民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2 月（前掲Ⅲ．1．1【表 18】））と比べて長い傾向が続いている。なお，平均人証調べ期間（0.9 月）は，前回（1.0 月）とほぼ同様である。（【表 11】）（第 8 回報告書 37 頁【表 11】参照）

【表 11】 人証調べを実施した事件における平均
審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

平均審理期間（月）	38.6
平均人証調べ期間（月）	0.9

⁵ ただし，令和 2 年の長期化の背景には，新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

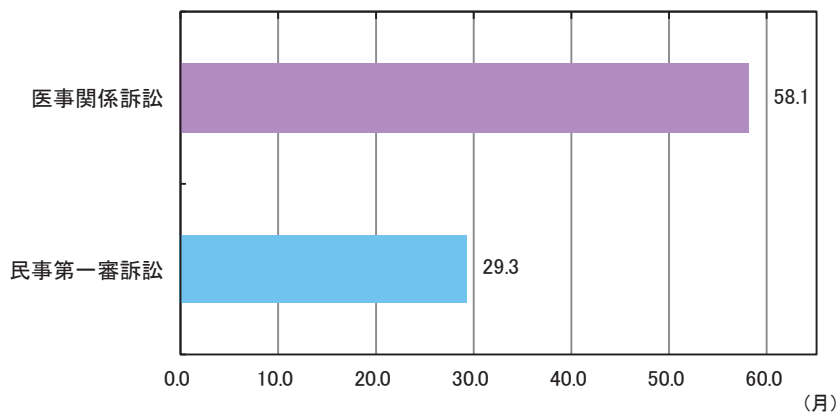
鑑定の実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりである。鑑定実施率（7.0％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準であるものの、前回（7.4％）より若干減少しており、長期的に見ても、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】、第 6 回報告書 38 頁【表 12】、第 7 回報告書 33 頁【表 12】、第 8 回報告書 38 頁【表 12】参照）。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	45	633
	実施率	7.0%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、平均審理期間は、前回（53.1 月）よりも 5.0 月長期化して 58.1 月となった⁶。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第 8 回報告書 38 頁【図 13】参照）

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表 14】のとおりであり、前回（4.0 月）よりも 0.4 月長期化して 4.4 月となった（第 8 回報告書 38 頁【表 14】参照）。

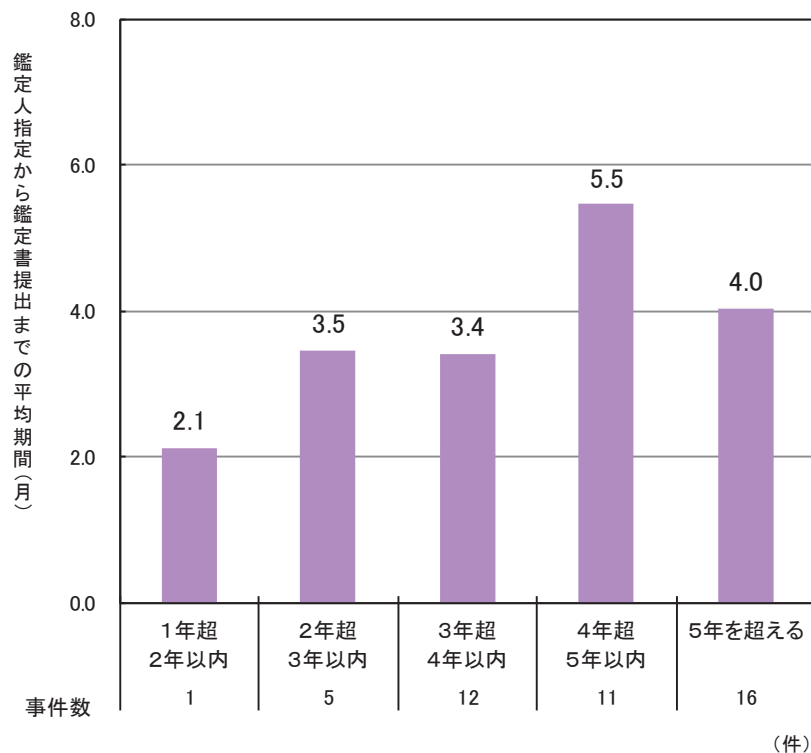
【表 14】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間（月）	4.4
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間（月）	0.3
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く（月）	2.5
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（月）	4.1

⁶ ただし、令和 2 年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】，第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】，第4回報告書概況編 68 頁【図 18】，第5回報告書概況編 73 頁【図 16】，第6回報告書 39 頁【図 15】，第7回報告書 34 頁【図 15】，第8回報告書 39 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



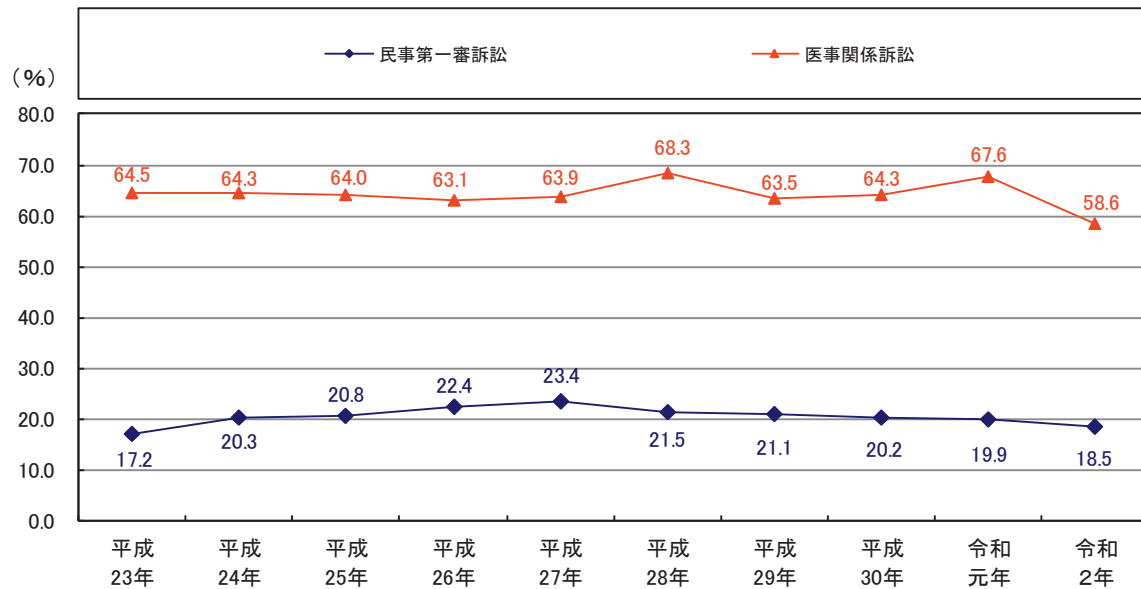
※ 審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

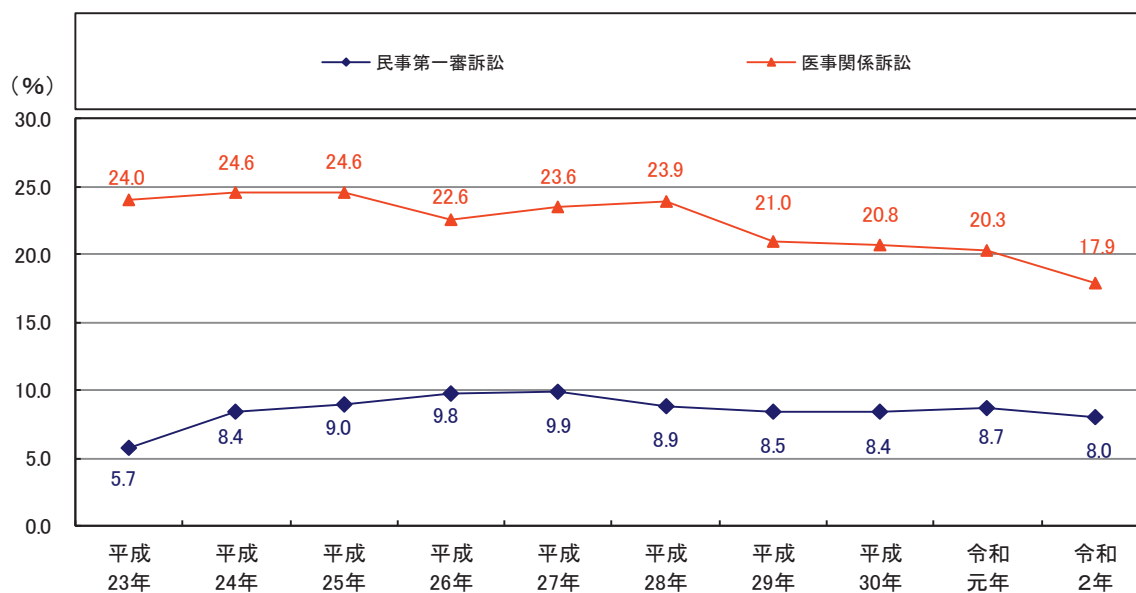
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準である。

【図16】 上訴率及び上訴事件割合の推移（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移しており、令和 2 年は前回（1,921 件）よりも若干増加して 1,990 件となった。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.0 月）が前回（24.2 月）より 2.8 月長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間（19.7 月）は、前回（18.4 月）より 1.3 月長期化した。もっとも、平均期日回数は顕著に増加したわけではなく、特に瑕疵主張のない建築関係訴訟では前回（7.3 回）よりも減少している（6.6 回）。

他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（48.0%）が前回に続いて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は前回（0.3 月）より長期化して 0.5 月となったが、前々回（0.9 月）よりは短縮しており、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

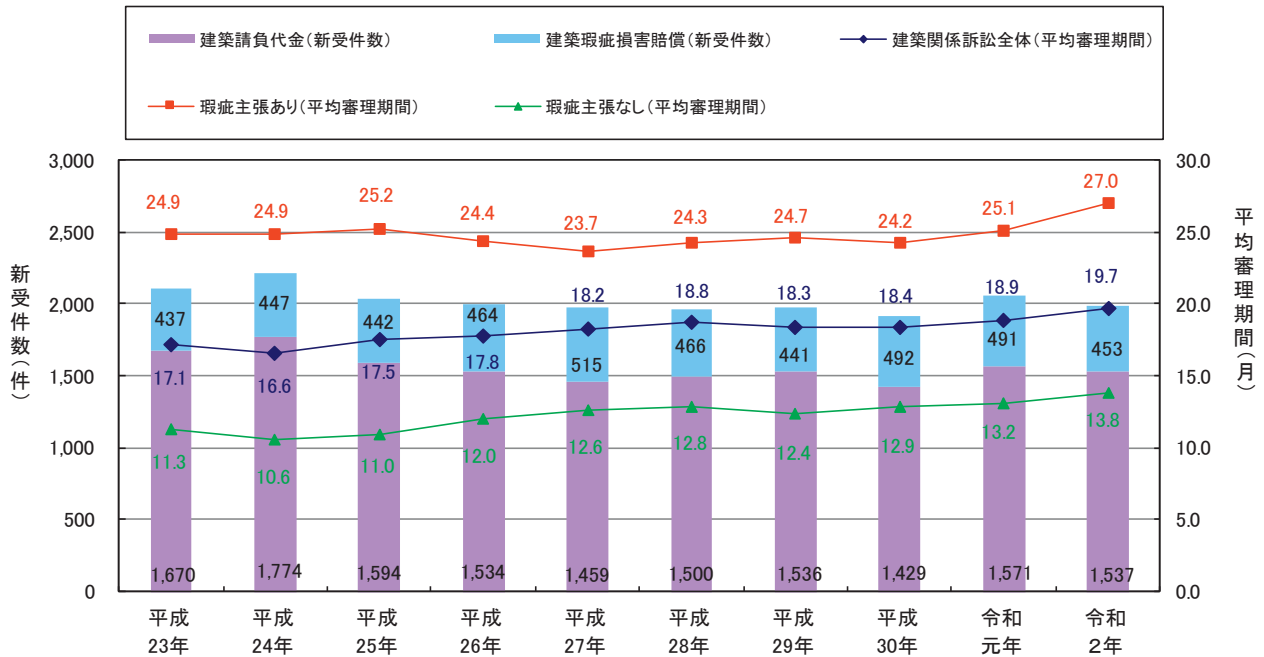
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（42.3%）は、前回（45.0%）に引き続き高い水準にあるが、その平均審理期間（31.1 月）は、前回（27.9 月）より長期化した。もっとも、平均調停期日回数（8.8 回）は前回（8.4 回）から若干増加したにとどまる。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



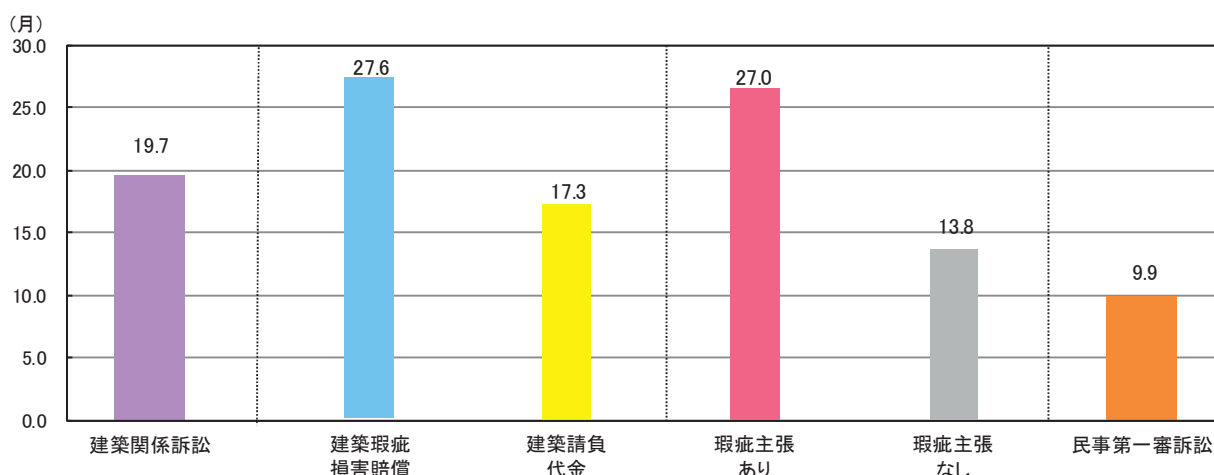
新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移しており、令和2年(1,990 件)は前回(1,921 件)より 69 件増加した。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年 18 月台で推移していたが、令和2年は前回(18.4 月)よりも 1.3 月長期化して 19.7 月となった(【図1】【図2】)。特に、審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回(24.2 月)から 2.8 月長期化して 27.0 月となった(第8回報告書 43 頁【図2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編 78 頁脚注1 参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償であっても、建築請負代金のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通だといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第8回報告書と同様である。同・42 頁脚注 1 参照)。

² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合（48.0％）は、前回（40.2％）及び前々回（39.4％）より増加しており、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合（17.4％）も、前回（14.7％）より増加した³。（第7回報告書 38 頁【表3】，第8回報告書 43 頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 （％は建築関係訴訟に対する事件割合）	378 22.8%	1,277 77.2%	733 44.3%	922 55.7%	122,749 —
平均審理期間(月)	27.6	17.3	27.0	13.8	9.9
6月以内	24 6.3%	383 30.0%	39 5.3%	368 39.9%	62,352 50.8%
6月超1年以内	45 11.9%	211 16.5%	96 13.1%	160 17.4%	27,128 22.1%
1年超2年以内	121 32.0%	359 28.1%	246 33.6%	234 25.4%	23,697 19.3%
2年超3年以内	98 25.9%	202 15.8%	192 26.2%	108 11.7%	6,694 5.5%
3年超5年以内	76 20.1%	104 8.1%	134 18.3%	46 5.0%	2,544 2.1%
5年を超える	14 3.7%	18 1.4%	26 3.5%	6 0.7%	334 0.3%

³ ただし、令和2年に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、全体として前回から大きな変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟について見ると、判決で終局した事件（24.4%）のほとんどが対席判決によるもの（97.8%）であり、また、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて取下げ⁴で終局した事件の割合（29.5%、民事第一審訴訟事件（全体）は18.2%）が高い傾向にある。（第8回報告書44頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
判決	105 27.8%	452 35.4%	179 24.4%	378 41.0%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	101 96.2%	305 67.5%	175 97.8%	231 61.1%	28,747 54.2%
和解	145 38.4%	515 40.3%	318 43.4%	342 37.1%	43,364 35.3%
取下げ	115 30.4%	247 19.3%	216 29.5%	146 15.8%	22,372 18.2%
それ以外	13 3.4%	63 4.9%	20 2.7%	56 6.1%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（85.5%）は、民事第一審訴訟事件（全体）（44.5%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第8回報告書44頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	326 86.2%	810 63.4%	627 85.5%	509 55.2%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	30 7.9%	393 30.8%	72 9.8%	351 38.1%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	17 4.5%	27 2.1%	25 3.4%	19 2.1%	3,439 2.8%
本人による	5 1.3%	47 3.7%	9 1.2%	43 4.7%	9,889 8.1%

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（12.9回）は前回（12.4回）よりも若干増加しているが、第7回報告書及び第8回報告書で増加傾向が指摘されていた瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数は、前回（7.3回）から減少している（6.6回）。（第7回報告書40頁【表6】、第8回報告書45頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は瑕疵主張の有無に関わらずいずれの類型でも前回（いずれも1.7月）よりも若干長期化し、瑕疵主張のある建築関係訴訟で1.9月、瑕疵主張のない建築関係訴訟で2.0月となった（第8回報告書45頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	12.6	7.9	12.9	6.6	4.7
うち平均口頭弁論 期日回数	2.2	1.9	2.2	1.9	1.7
うち平均争点整理 期日回数	10.5	6.0	10.7	4.7	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第8回報告書45頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	344	851	672	523	52,814
実施率	91.0%	66.6%	91.7%	56.7%	43.0%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.5月）は、前回（0.3月）より若干長期化したものの、前々回（0.9月）よりは短縮し、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3月）と同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（18.5%）は、前回（25.6%）より7.1%減少している。（前掲Ⅲ．1．1【表17】【表18】）（第7回報告書41頁【表8】【表9】、第8回報告書46頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	27.8%	21.0%	27.6%	18.5%	12.4%
平均人証数	0.9	0.7	0.9	0.6	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.1	3.2	3.3	3.0	2.7

人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（33.7月）よりも4.4月長期化して38.1月となった⁶。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.2月）（前掲Ⅲ．1．1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第8回報告書46頁【表9】参照）

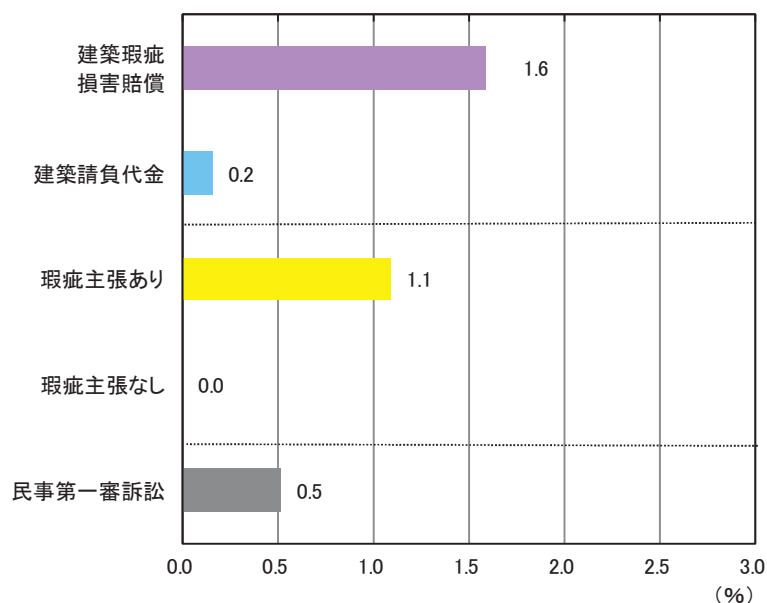
【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間（月）	38.1
平均人証調べ期間（月）	0.5

⁶ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

鑑定実施率は【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（1.1％）は前回（1.6％）より若干減少しており，平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては，鑑定以外の形で，建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁷⁾）（第 6 回報告書 46 頁【図 11】，第 7 回報告書 41 頁【図 10】，第 8 回報告書 46 頁【図 10】参照）。

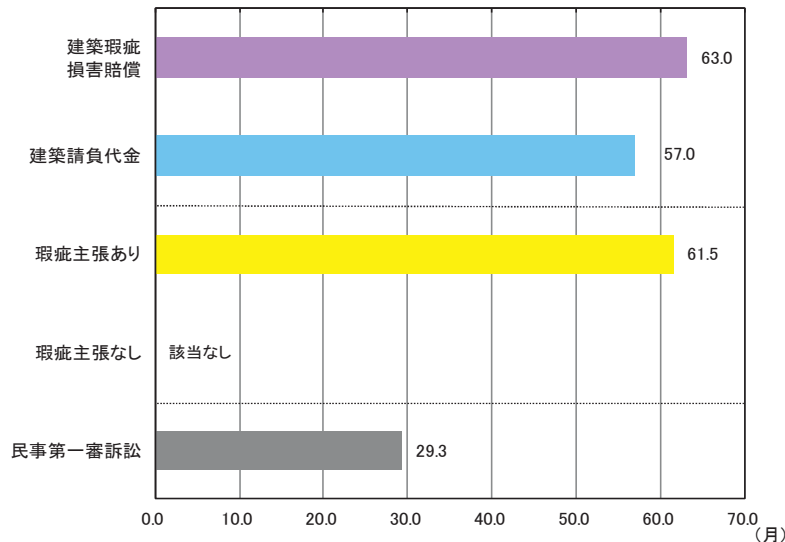
【図10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁷⁾ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち，調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は，平成 19 年に 37.4％であったものが，令和 2 年には 56.2％に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（61.5 月）は前回（62.1 月）よりも 0.6 月短縮した（第 8 回報告書 47 頁【図 11】参照）⁸。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおりであり、前回（7.6 月）よりも長期化して 16.8 月となった（第 8 回報告書 47 頁【表 12】参照）⁹。なお、鑑定採用日と鑑定人指定日が同日でない事件は 0 件であった。

【表 12】 平均鑑定期間(建築関係訴訟)

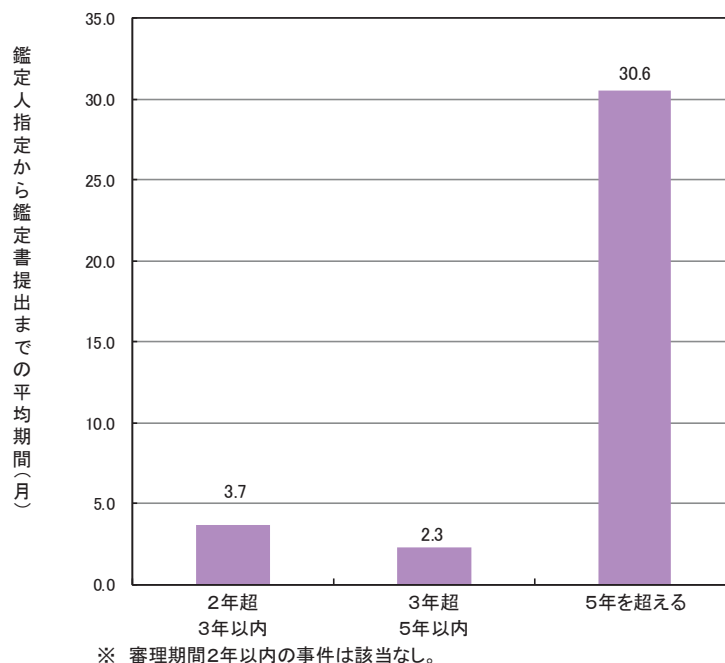
平均鑑定期間(月)	16.8
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	-
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	16.8

⁸ ただし、鑑定を実施した事件は計 8 件(建築瑕疵損害賠償 6 件、建築請負代金 2 件)しかないことに留意する必要がある。

⁹ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 8 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものは【図13】のとおりであり、審理期間が2年を超え3年以内の事件（3.7月）及び3年を超え5年以内の事件（2.3月）において前回（それぞれ5.5月，6.9月）より短縮しているが，5年を超える事件（30.6月）においては前回（7.9月）より長期化している（第8回報告書48頁【図13】参照）¹⁰。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について，調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると，【表14】のとおり，調停に付された事件の割合（42.3％）は，ここ数年間で最高であった前回（45.0％）に次ぐ水準となっている（第5回報告書概況編88頁【図21】，第6回報告書47頁【表15】，第7回報告書43頁【表14】，第8回報告書48頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

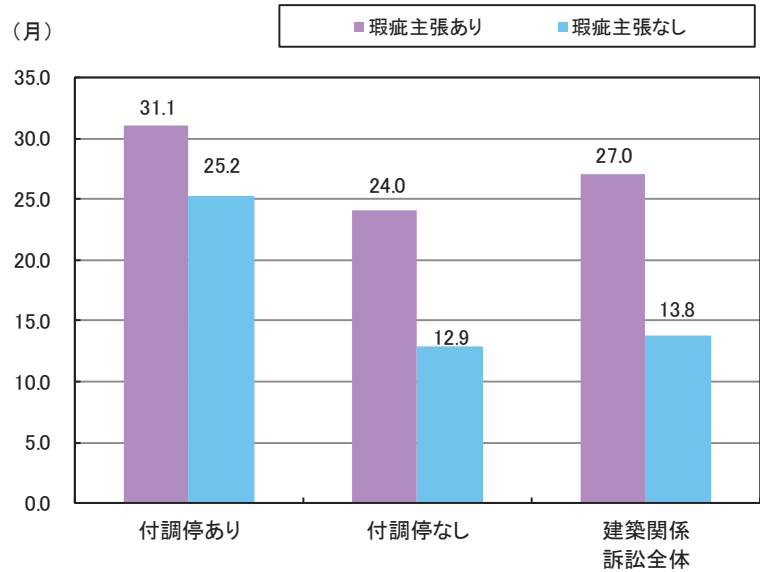
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	733	922	1,655
付調停事件数	310	72	382
付調停率	42.3%	7.8%	23.1%

¹⁰ もっとも、鑑定を実施した事件が計8件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

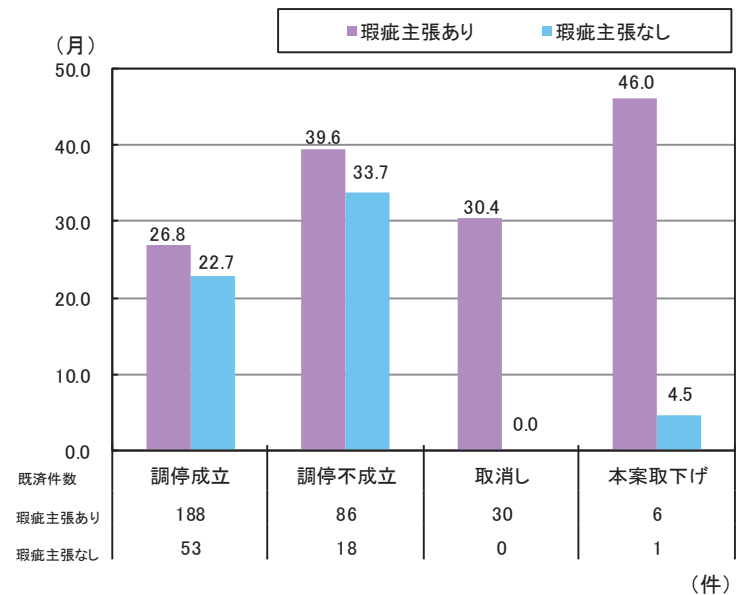
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（27.9 月）より長期化して 31.1 月となり、調停成立事件・調停不成立事件の別で見ても、【図 16】のとおり、いずれも前回（それぞれ 25.1 月、37.9 月）より長期化して、それぞれ 26.8 月、39.6 月となった（第 8 回報告書 49 頁【図 15】【図 16】参照）¹¹。もっとも、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（8.8 回）は前回（8.4 回）から若干増加したにとどまる（【表 17】）（第 8 回報告書 49 頁【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第 8 回報告書 49 頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	15.4	10.3	14.4
	平均調停期日回数	8.8	6.4	8.4

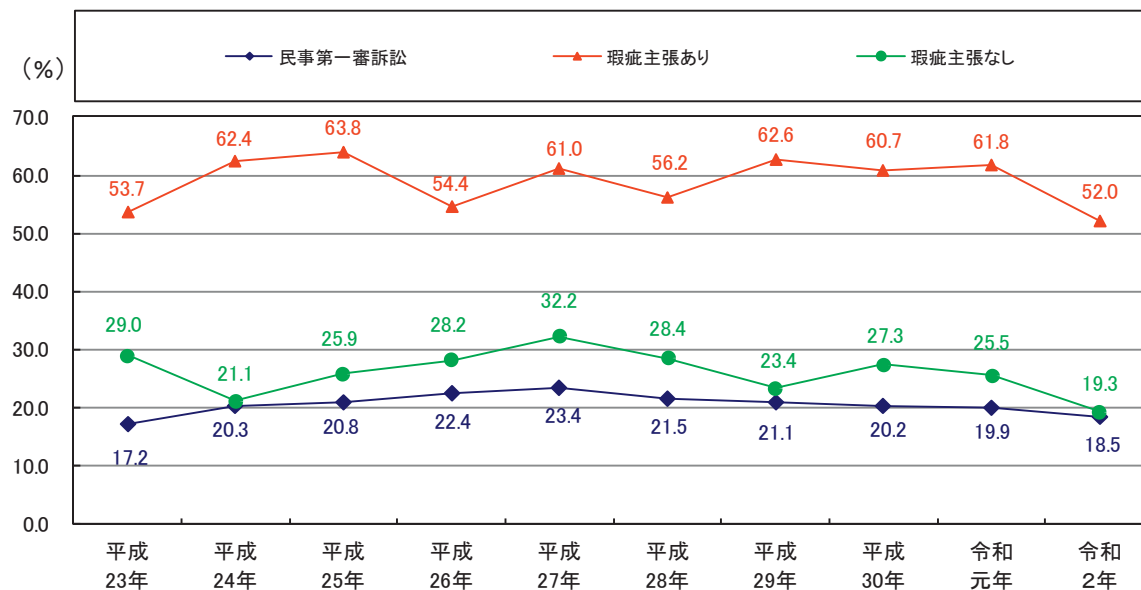
¹¹ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

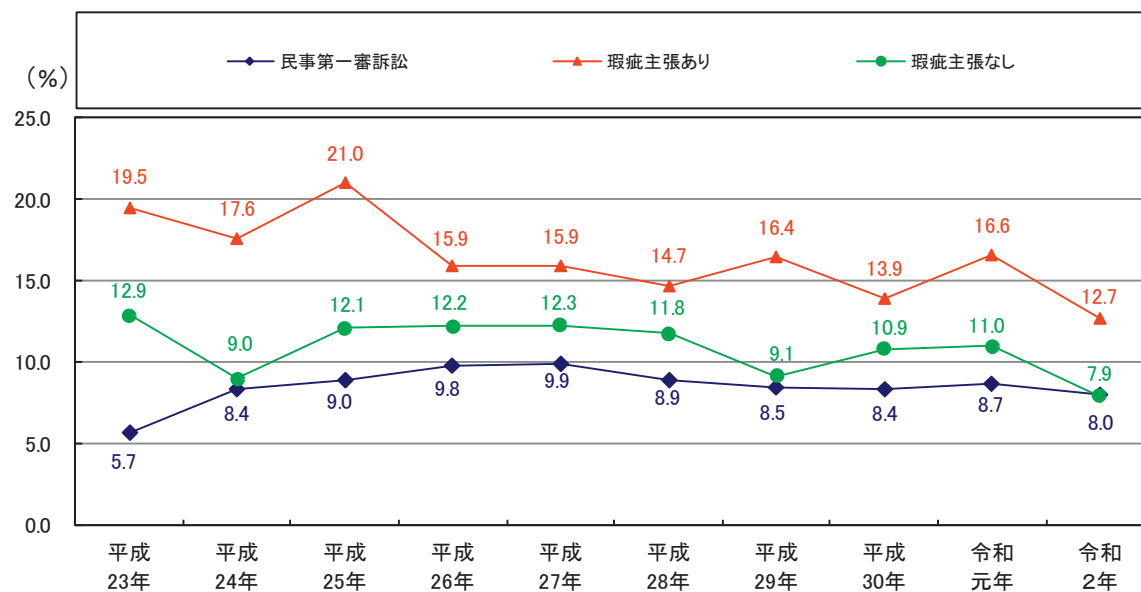
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数は前回とほぼ同様の491件であった。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮化が進んだが、令和2年は、前回（12.9月）より長期化して、15.4月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（24.8%）が前回（36.4%）より減少し、6月超2年以内の事件の割合（56.0%）や2年超の事件の割合（19.1%）は前回（それぞれ50.7%、12.9%）より増加した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（95.4%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（74.7%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.9回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は56.3%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約3.0倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和2年（491件）は、前回とほぼ同様であった。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮化が進んだ。令和2年は、前回（12.9月）より長期化して、15.4月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう⁴。（第8回報告書52頁【図2】参照）

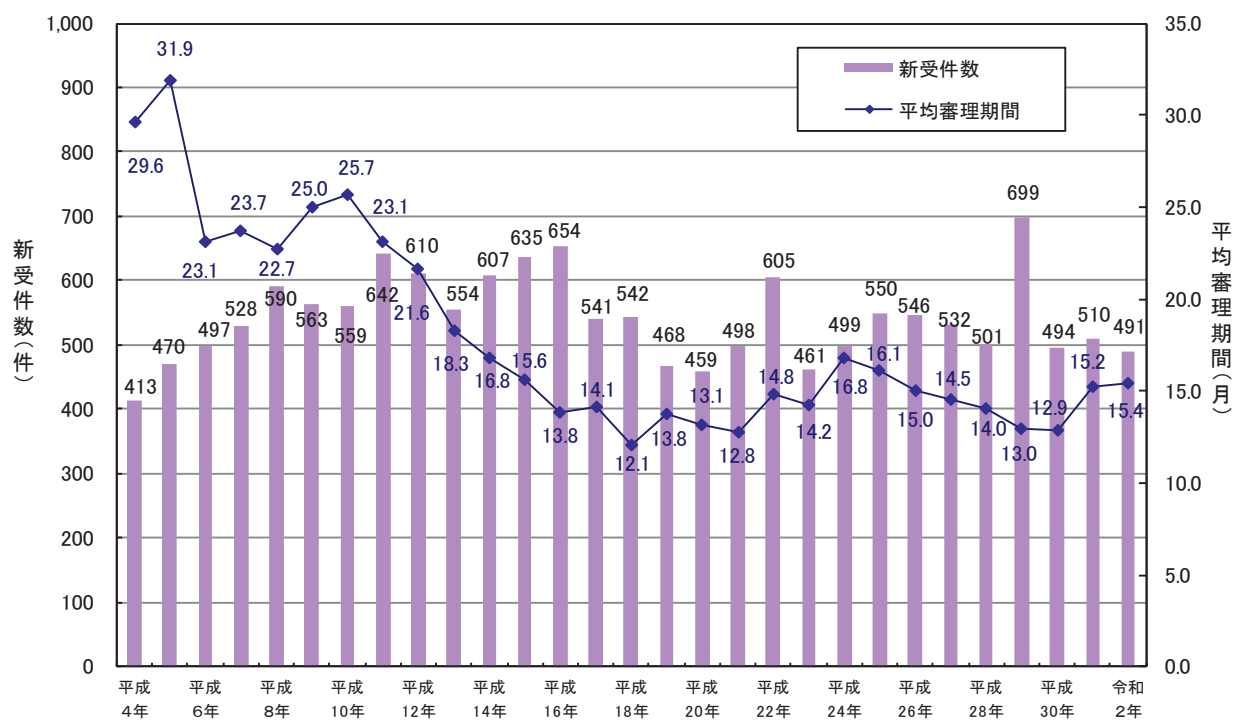
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書 97 頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書 50 頁参照

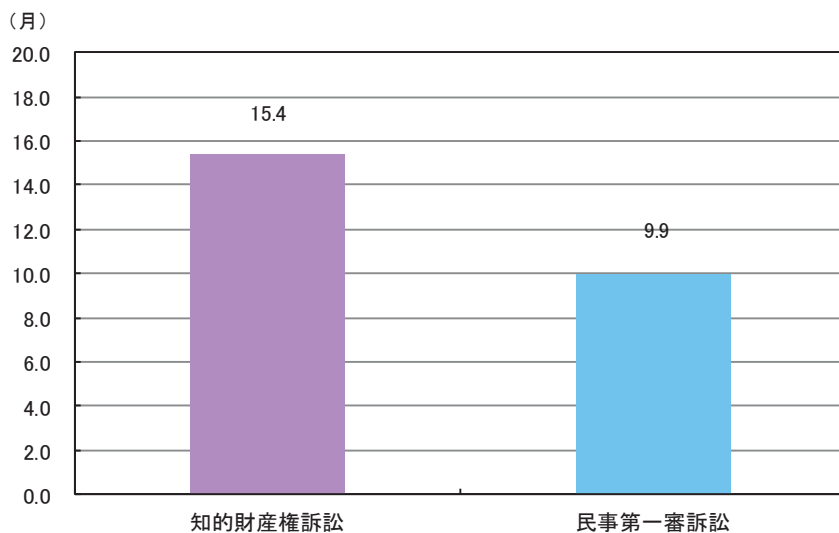
⁴ 令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回（12.9%）より増加して19.1%となり、6月超2年以内の事件の割合も前回（50.7%）より増加して56.0%となった一方で、6月以内の事件の割合は前回（36.4%）より減少して24.8%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い（50.3%）。（第8回報告書53頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	423	122,749
平均審理期間(月)	15.4	9.9
6月以内	105 24.8%	62,352 50.8%
6月超1年以内	105 24.8%	27,128 22.1%
1年超2年以内	132 31.2%	23,697 19.3%
2年超3年以内	59 13.9%	6,694 5.5%
3年超5年以内	21 5.0%	2,544 2.1%
5年を超える	1 0.2%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。35.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である（95.4%）。また、和解により終局した事件が、前回（42.1%）より減少して34.5%となった一方で、取下げにより終局した事件は前回（11.0%）より増加して23.4%となっている（第8回報告書53頁【表4】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	151 35.7%	53,084 43.2%
うち対席 （%は判決に対する割合）	144 95.4%	28,747 54.2%
和解	146 34.5%	43,364 35.3%
取下げ	99 23.4%	22,372 18.2%
それ以外	27 6.4%	3,929 3.2%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。74.7%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない（第8回報告書53頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	316 74.7%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	58 13.7%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	19 4.5%	3,439 2.8%
本人による	30 7.1%	9,889 8.1%

⁵ ただし、令和2年の6月超の事件割合の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回同様5.9回、平均口頭弁論期日回数は前回（1.6回）より若干減少して1.4回、平均期日間隔は前回（1.7月）より若干長期化して2.1月となった（第8回報告書54頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	7.3	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	1.4	1.7
うち平均争点整理期日回数	5.9	3.0
平均期日間隔(月)	2.1	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回（80.6%）より減少した71.2%であるが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である（第8回報告書54頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	301	52,814
実施率	71.2%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回（12.0%）より減少して8.0%となった⁶（第8回報告書54頁【表8】参照）。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	8.0%	12.4%
平均人証数	0.2	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.0	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回（24.9月）より長期化して28.5月となり、平均人証調べ期間は前回（0.1月）より若干長期化して0.2月となった（第8回報告書54頁【表9】参照）⁷。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（知的財産権訴訟）

平均審理期間(月)	28.5
平均人証調べ期間(月)	0.2

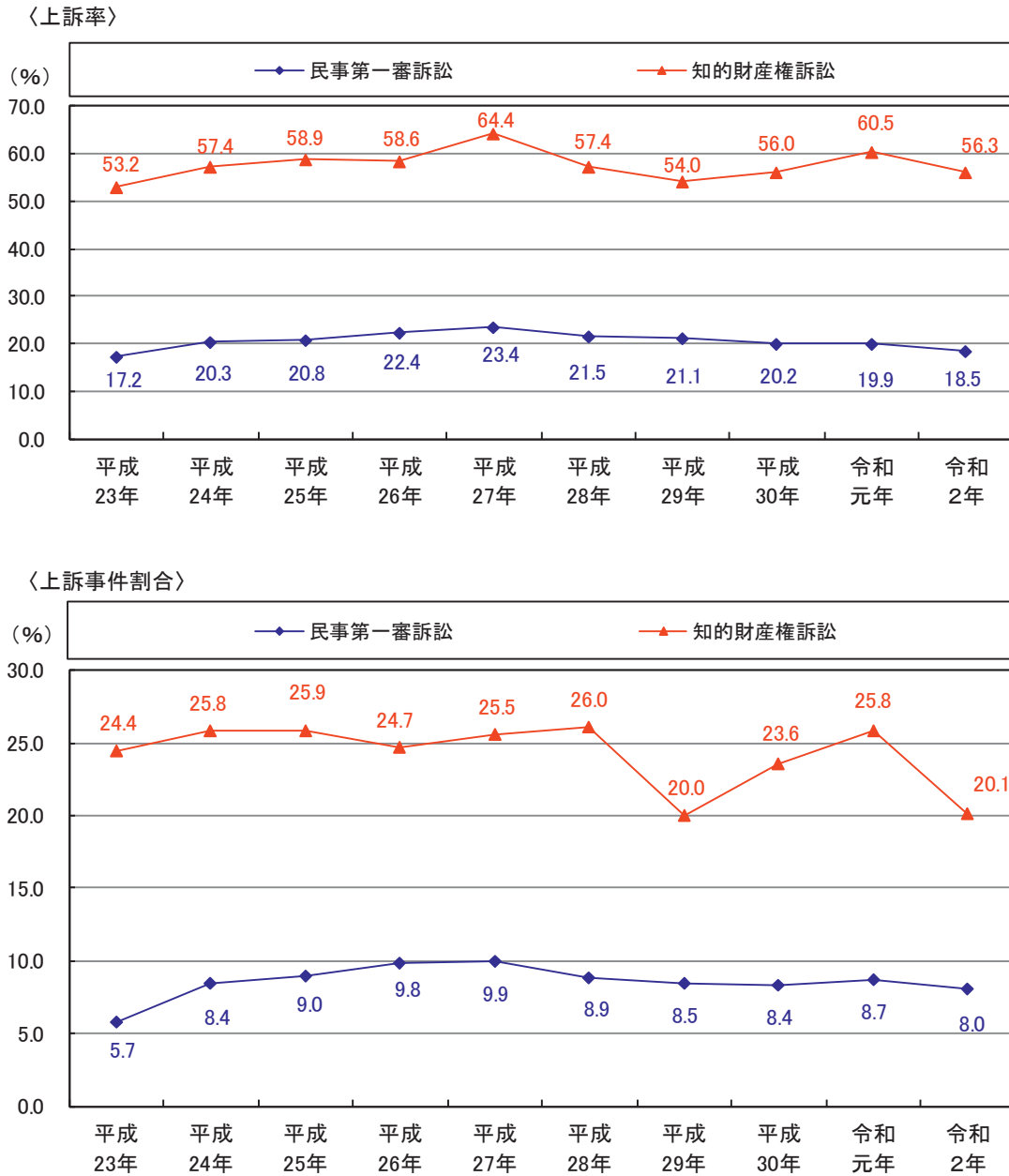
⁶ 他の専門訴訟（医事関係訴訟や建築関係訴訟等）と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である（前掲Ⅲ. 1. 2. 1【図 10】及びⅢ. 1. 2. 2【表8】参照）のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願（発明者でない者が出願すること）が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される（第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぷりずむ 2010 年7月号2頁参照）。

⁷ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



の縮小の影響があるものと思われる。

1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和2年の新受件数は平成4年以降で最も多い3,960件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（17.9%）は前回（20.7%）より減少し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（41.0%）は前回（37.2%）より増加し、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（23.7%）は前回（23.1%）より若干増加したのに対し、和解で終局した事件の割合（60.7%）は前回（63.4%）より減少した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（68.1%）は前回（72.6%）より減少し、労働審判で終局した事件の割合（16.2%）は、前回（14.7%）より増加した。労働審判事件の平均審理期間（107.5日）は、前回（80.7日）より長くなった。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小が、労働関係訴訟や労働審判事件の平均審理期間に影響を与えたものと考えられる。

○ 事件数及び平均審理期間等

労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

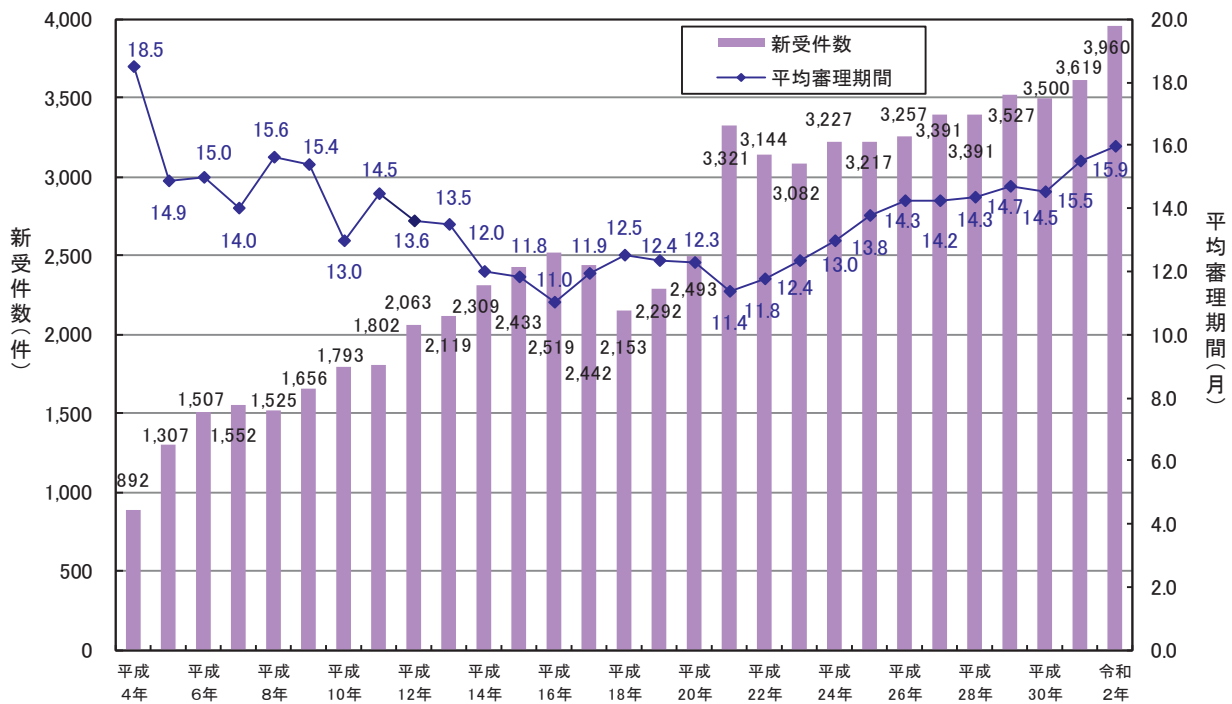
新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和2年は平成4年以降で最も多い3,960件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和2年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（14.5月）より長期化して、15.9月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向等が反映されているものと考えられる（【図6】）²。

¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

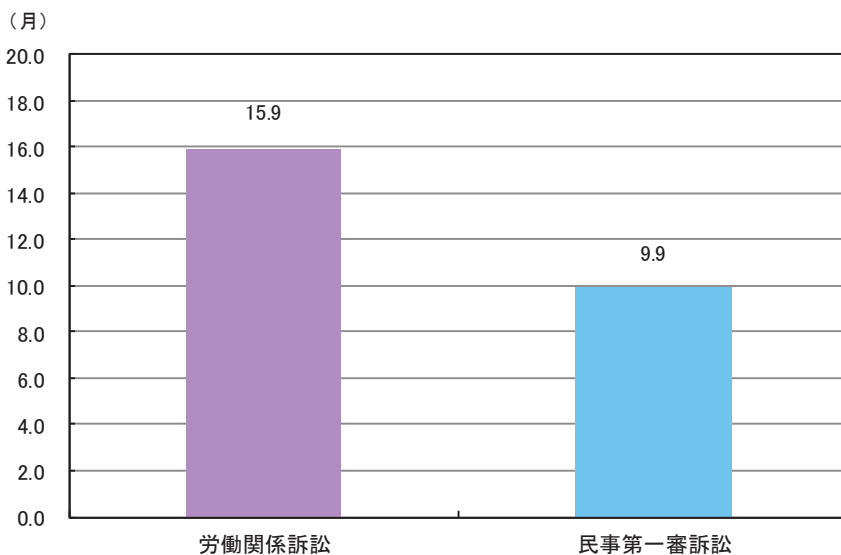
² ただし、令和2年の平均審理期間の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（20.7%）より減少して17.9%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回（37.2%）より増加して41.0%となっており、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は前回（13.6%）より増加して17.0%となっている。（第8回報告書58頁【表3】参照）³

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	2,973	122,749
平均審理期間(月)	15.9	9.9
6月以内	532 17.9%	62,352 50.8%
6月超1年以内	717 24.1%	27,128 22.1%
1年超2年以内	1,219 41.0%	23,697 19.3%
2年超3年以内	395 13.3%	6,694 5.5%
3年超5年以内	105 3.5%	2,544 2.1%
5年を超える	5 0.2%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件（うち9割以上が対席判決である。）の割合が前回（23.1%）より若干増加して23.7%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回（63.4%）より減少して60.7%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は前回（9.3%）から増加して11.2%となっている。（第8回報告書58頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	704 23.7%	53,084 43.2%
うち対席 （%は判決に対する割合）	652 92.6%	28,747 54.2%
和解	1,804 60.7%	43,364 35.3%
取下げ	333 11.2%	22,372 18.2%
それ以外	132 4.4%	3,929 3.2%

³ ただし、令和2年に審理期間が1年を超える事件が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

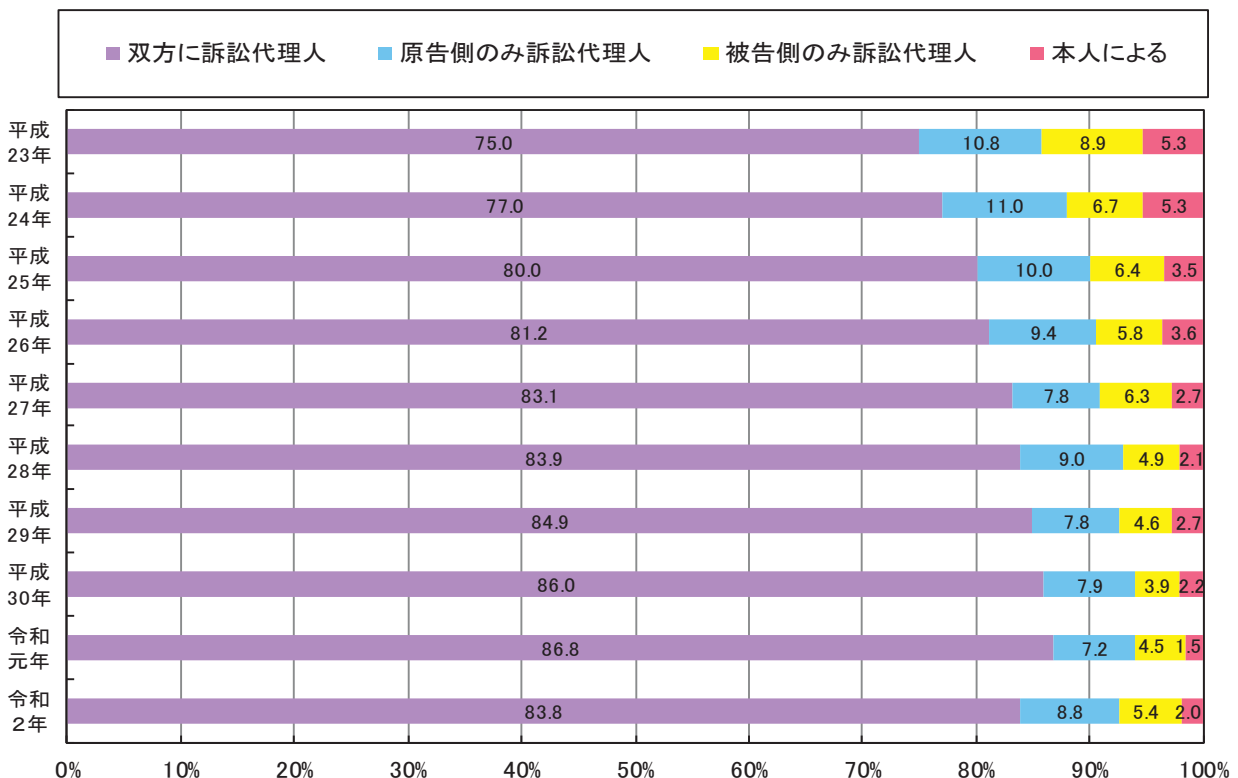
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（83.8%）は、前回（86.0%）からは減少したが、全体として増加傾向にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

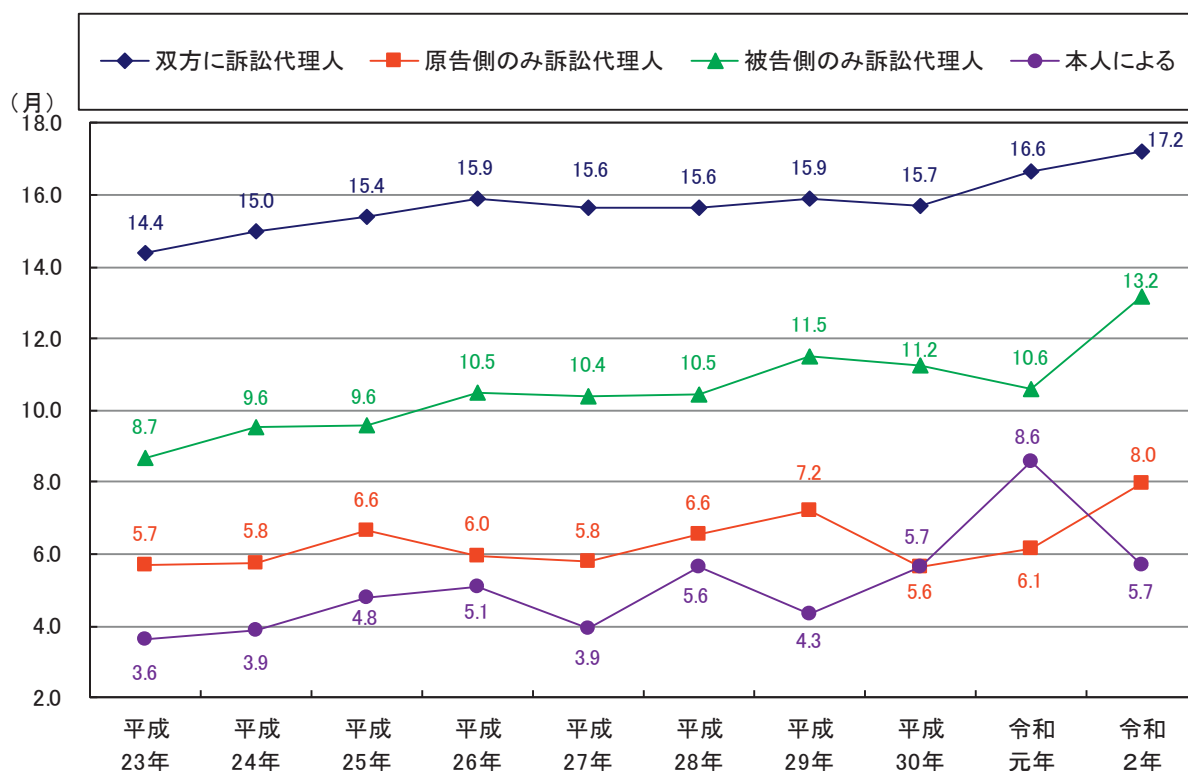
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	2,492 83.8%	54,625 44.5%
原告側のみ 訴訟代理人	263 8.8%	54,796 44.6%
被告側のみ 訴訟代理人	160 5.4%	3,439 2.8%
本人による	58 2.0%	9,889 8.1%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移（労働関係訴訟）



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数（8.6回）及びその内訳は、前回とほぼ同様である。平均期日間隔（1.9月）は前回（1.7月）より若干長期化している。（第8回報告書60頁【表8】参照）

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため（第6回報告書59頁参照），その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	8.6	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	2.0	1.7
うち平均争点整理期日回数	6.6	3.0
平均期日間隔(月)	1.9	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりであり、後者は、前回(82.8%)より若干減少して82.2%となった。これは、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である。(第8回報告書61頁【表9】参照)

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	2,444	52,814
	実施率	82.2%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(29.1%)より若干減少して28.4%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数(3.3人)は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。(第8回報告書61頁【表10】参照)

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	28.4%	12.4%
平均人証数	0.9	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.3	2.7

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される(詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照)。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者(23.9月)は、前回(21.9月)より長くなっているが、後者(0.2月)は、前回から変化はない(第8回報告書61頁【表11】参照)。さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件(労働審判手続から移行した訴訟事件⁴を除く。)⁵について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間(この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。)は、【図12】のとおり、前回(15.7月)より長期化して17.0月となっている⁶。全体として長期化傾向が見られるところであり、今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(労働関係訴訟)

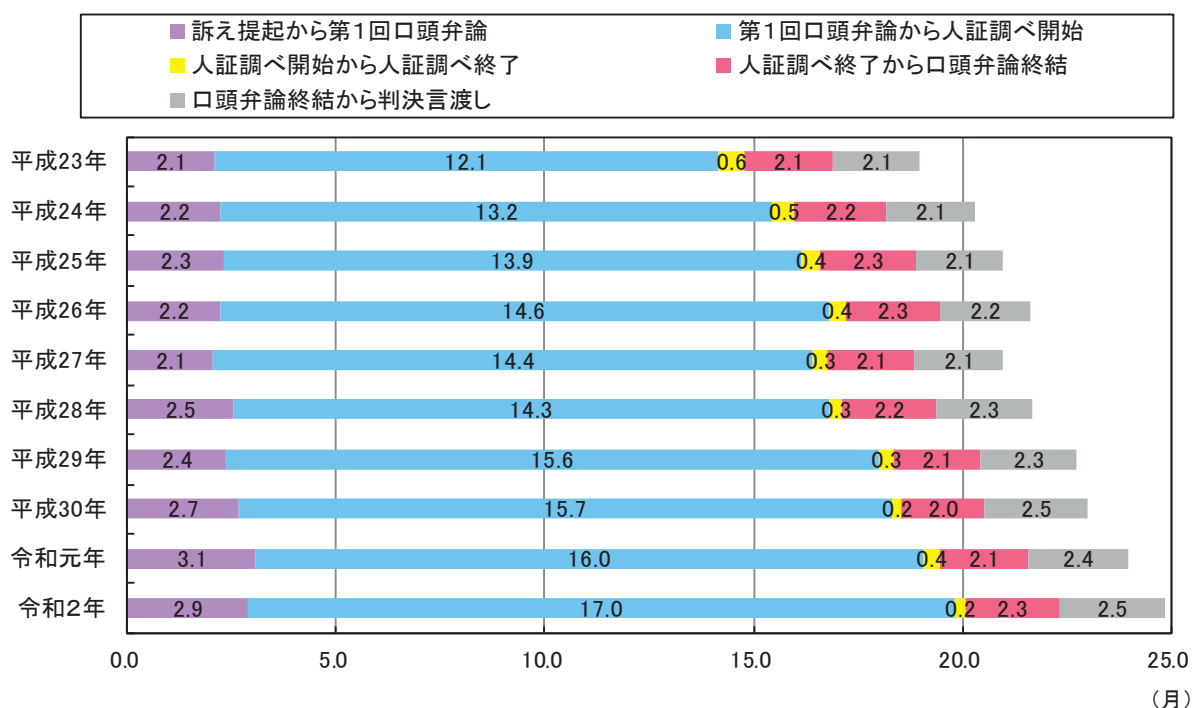
平均審理期間(月)	23.9
平均人証調べ期間(月)	0.2

⁴ 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件(労働審判法 21 条1項, 3項, 22 条1項), 労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件(同法 23 条)及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件(同法 24 条)を指す。

⁵ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をより的確に把握するため、分析対象から除いた。

⁶ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))

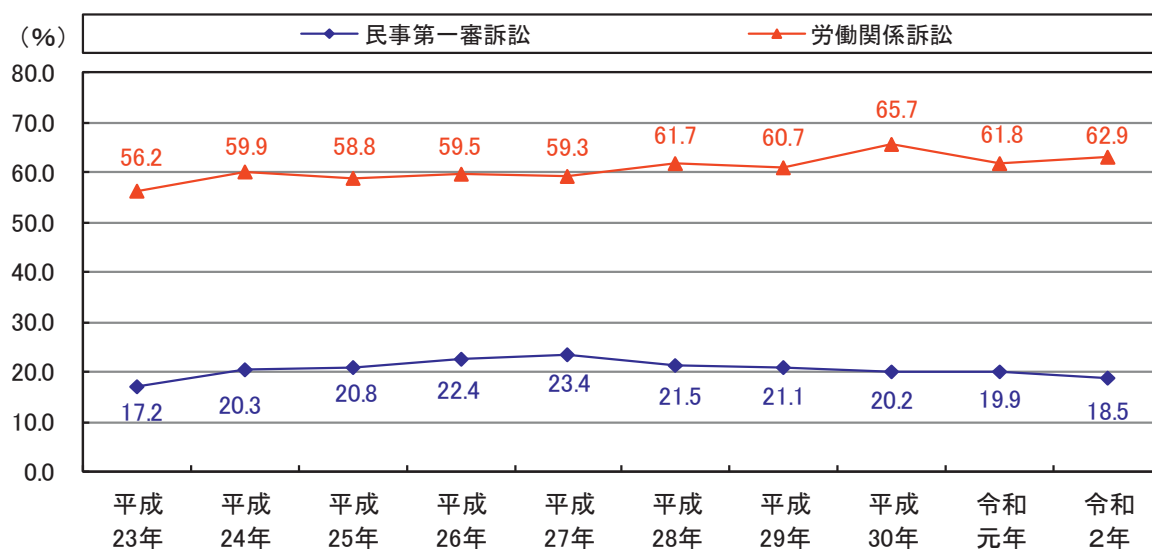


○ 上訴に関する状況

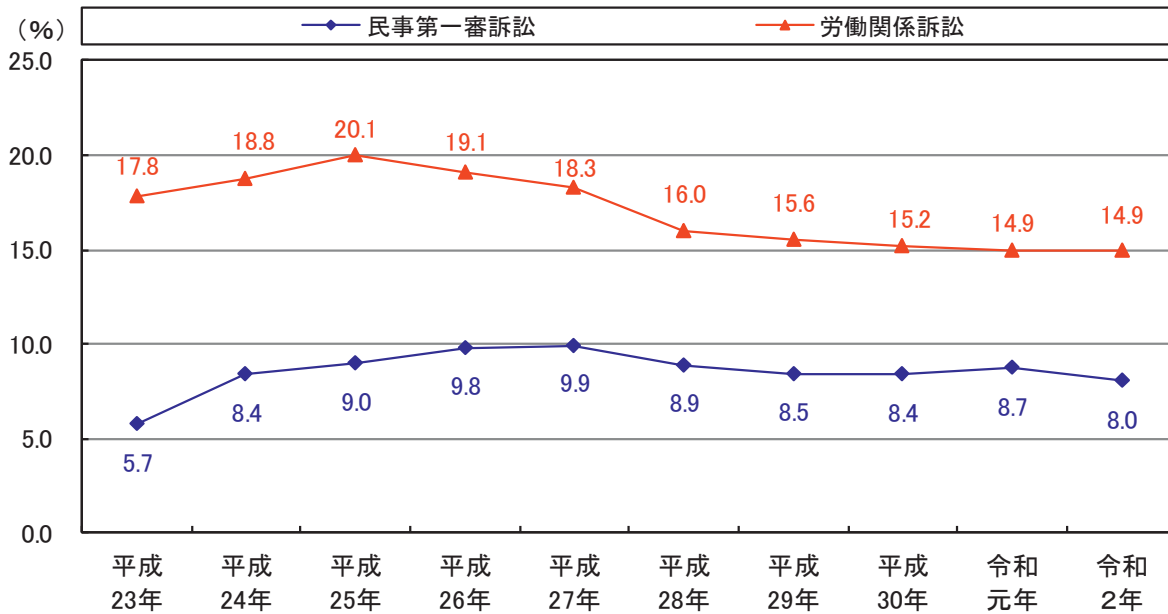
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

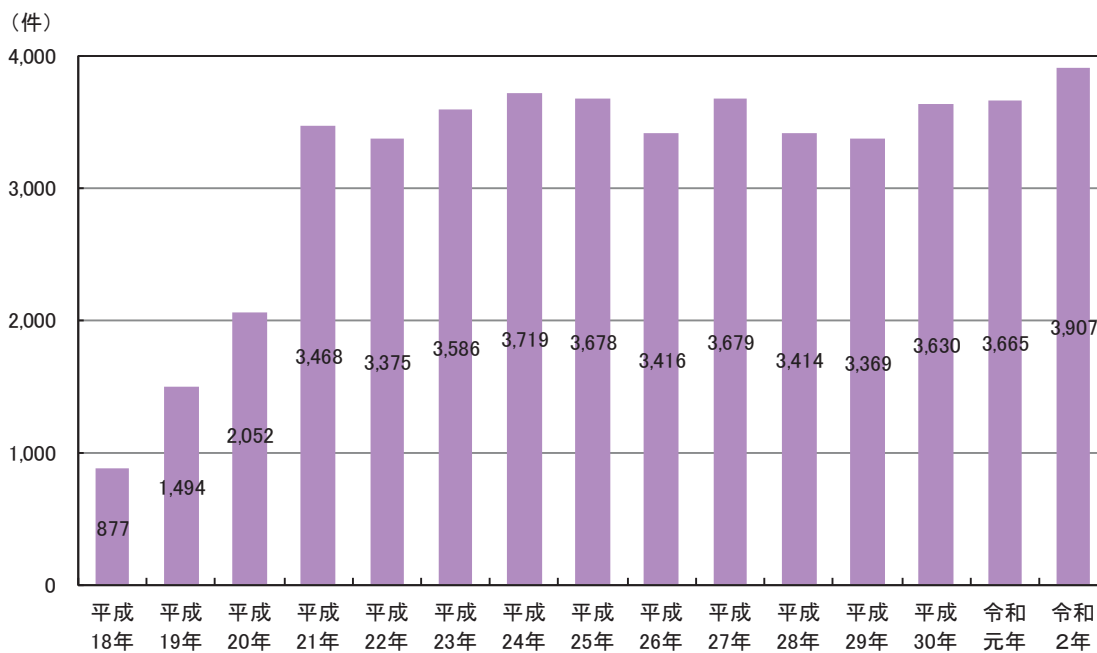


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和2年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（72.6%）から減少し、68.1%となっている。労働審判で終局した事件の割合（16.2%）は、前回（14.7%）から増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の68.1%（343件）から減少し、57.1%（347件）となっている。（第8回報告書64頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	608 16.2%
調停成立	2,559 68.1%
24条終了	191 5.1%
取下げ	363 9.7%
却下・移送等	34 0.9%

労働審判	608
うち異議申立てあり	347 57.1%
うち異議申立てなし	261 42.9%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は7.0%（261件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（75.1%）は、前回（77.3%）から減少した（第8回報告書64頁【表15】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（363件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（80.7日）より長くなり107.5日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は44.9%となっており、前回（67.0%）から減少した。（第8回報告書64頁【表16】参照）⁷

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,755
平均審理期間（日）	107.5
1月以内	82 2.2%
1月超2月以内	651 17.3%
2月超3月以内	953 25.4%
3月超6月以内	1,671 44.5%
6月超	398 10.6%

⁷ ただし、令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

申立人代理人の選任状況については【表17】のとおりであり、約9割の事件で申立人代理人が選任されており、前回（89.3%）と同様に高い水準にある（第8回報告書65頁【表17】参照）。

【表17】 申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,409 90.8%
申立人代理人なし	346 9.2%

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条2項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁸（第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁸ 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書 64 頁参照

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,692件）は、前回（1,892件）より減少した。平均審理期間（15.9月）は、前回（14.5月）より長期化した。

人証調べを実施した事件及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、人証調べ実施率は前回（21.5%）より若干増加し22.1%となっており、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（26.2月）より長期化して31.8月となった。また、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（56.8%）より減少して51.4%となったが、その平均審理期間は、前回（19.8月）より長期化して23.2月となり、人証調べ実施率は、前回（33.8%）から増加して39.7%となった。

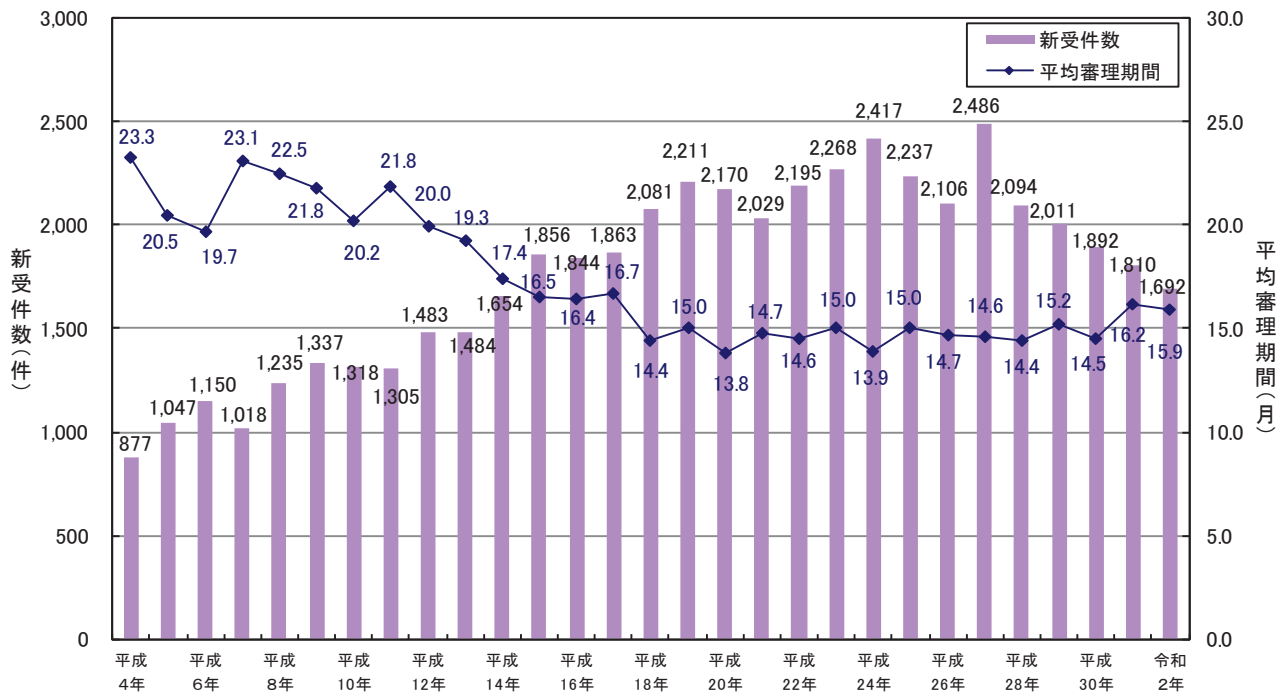
その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、6月以内の既済件数の割合の減少や1年を超える既済件数の割合及び争点整理手続の実施率の増加が見られるものの、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和2年は1,692件にとどまった。

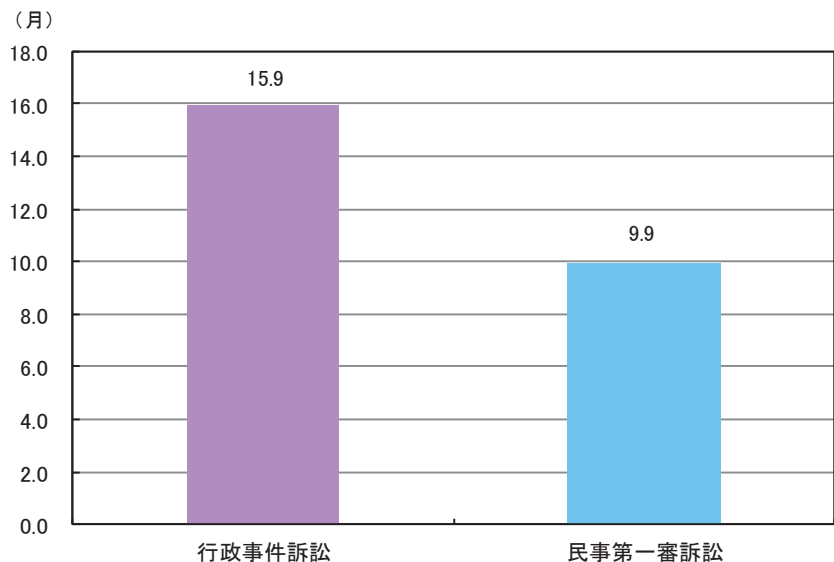
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移していたが、令和元年以降は16月前後に長期化し、令和2年の平均審理期間は、前回（14.5月）より長期化して15.9月となった（【図1】【図2】）。

【図2】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件の割合(27.6%)は、前回(29.6%)から減少し、1年を超える事件の割合(47.0%)は、前回(45.2%)から増加した²。(第8回報告書67頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,553	122,749
平均審理期間(月)	15.9	9.9
6月以内	429 27.6%	62,352 50.8%
6月超1年以内	396 25.5%	27,128 22.1%
1年超2年以内	450 29.0%	23,697 19.3%
2年超3年以内	141 9.1%	6,694 5.5%
3年超5年以内	105 6.8%	2,544 2.1%
5年を超える	32 2.1%	334 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(71.2%)が前回(73.6%)から減少したものの、行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第8回報告書67頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,105 71.2%	53,084 43.2%
うち対席 (%は判決に対する割合)	998 90.3%	28,747 54.2%
和解	7 0.5%	43,364 35.3%
取下げ	294 18.9%	22,372 18.2%
それ以外	147 9.5%	3,929 3.2%

² 令和2年に審理期間が1年を超える事件の割合が増加した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

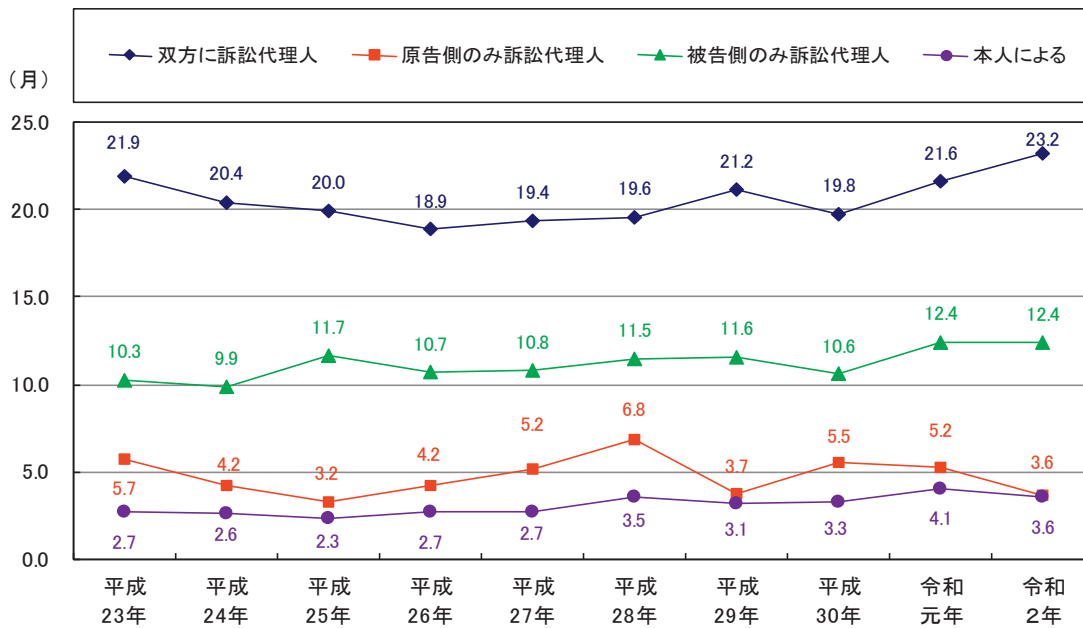
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（56.8%）より減少して51.4%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（24.4%）より増加して25.7%となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回（13.5%）より増加して17.6%となった。（第8回報告書68頁【表5】参照）【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	798 51.4%	54,625 44.5%
原告側のみに 訴訟代理人	82 5.3%	54,796 44.6%
被告側のみに 訴訟代理人	399 25.7%	3,439 2.8%
本人による	274 17.6%	9,889 8.1%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟（後掲Ⅵ. 1. 2）においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる（第1回報告書140頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回（2.7月）より若干長期化して3.1月となった一方、平均期日回数は前回（5.4回）から若干減少して5.2回となった（第8回報告書69頁【表7】参照）。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	5.2	4.7
うち平均口頭弁論期日回数	3.6	1.7
うち平均争点整理期日回数	1.6	3.0
平均期日間隔(月)	3.1	2.1

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理実施率は、前回（22.7%）から増加して23.9%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に実施率が低い傾向が続いている⁶（第8回報告書69頁【表8】参照）。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	371	52,814
実施率	23.9%	43.0%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（21.5%）から22.1%へと若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数（2.6人）は、前回（2.2人）から若干増加した。（第8回報告書69頁【表9】参照）【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率（39.7%）は前回（33.8%）から増加しており、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である（第8回報告書70頁【図10】参照）。

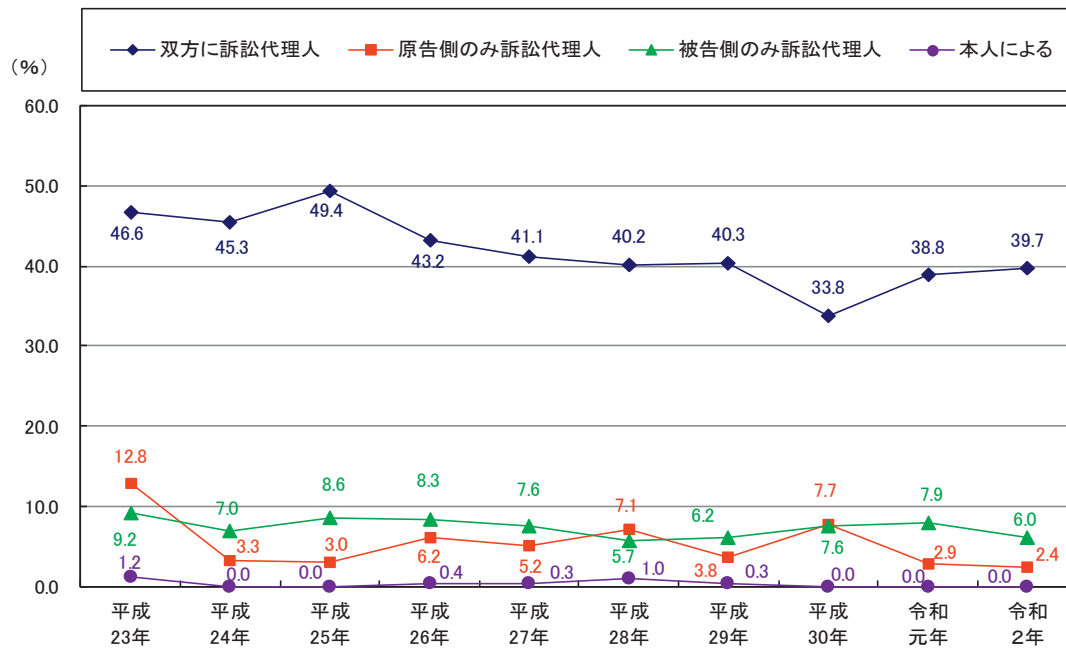
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	22.1%	12.4%
平均人証数	0.6	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.6	2.7

⁵ 平均期日間隔は3.1月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要するケースが多いこと等に起因するものと考えられる（第1回報告書130頁参照）。

⁶ 行政事件訴訟では、通常、口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる（第5回報告書概況編53頁参照）。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移（行政事件訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については

【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回（26.2月）よりも大幅に長期化して31.8月となっており、平均人証調べ期間は前回（0.5月）よりも若干長期化して0.6月となった（第8回報告書70頁【表11】参照）⁷。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（行政事件訴訟）

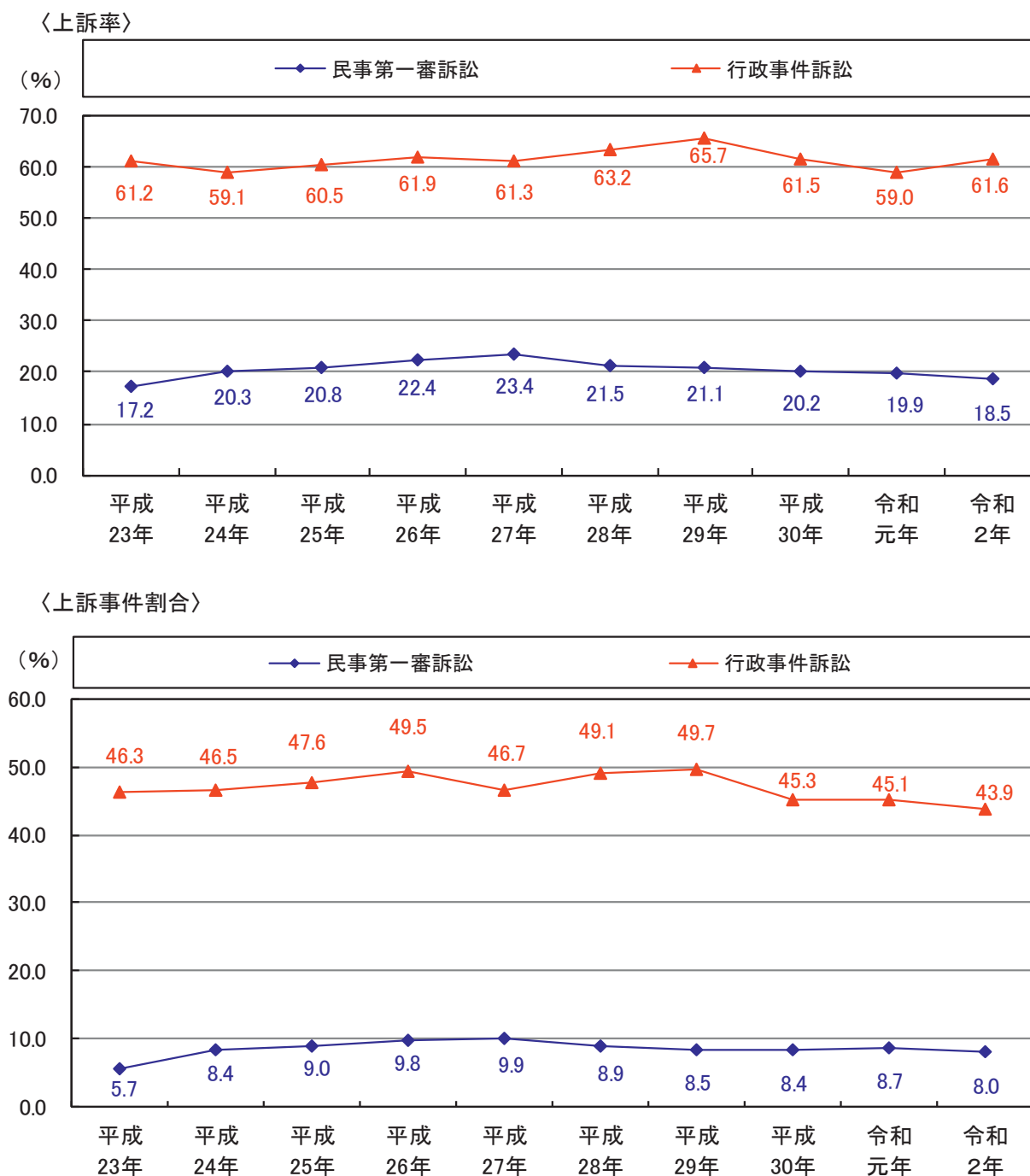
平均審理期間（月）	31.8
平均人証調べ期間（月）	0.6

⁷ 令和2年の長期化の背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、第8回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠かについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。そこで、今回の検証では、争点整理手続の充実のために、争点整理手続における裁判所と当事者との間の認識共有及びその前提となる期日間準備の現状と課題について実情調査を行うこととした。これに加えて、合議体による審理の現状と課題についても実情調査を行うとともに、付随して新型コロナウイルス感染症が事件処理や審理運営に与えた影響についても調査した。

期日における争点整理の充実の前提となる期日間準備の在り方については、庁の規模や地理的な要因等によって、考慮すべき要素や課題は異なると思われるところ、第8回検証における実情調査先がいずれも都市圏に所在する大規模及び中規模の地方裁判所本庁であったことを踏まえ、第9回検証においては、これとは異なる比較的的地方部に所在する小規模庁を選定し、令和2年10月に、当該庁の本庁1庁及びこれに対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）争点整理手続の充実について

ア 期日間の準備の実情

期日間の準備の在るべき姿に関し、裁判所は、長期的には、審理及び判決の大まかなスケジュール、和解の見込みといった審理の大枠について口頭で確認した上で、短期的には、事案の性質、難易度、代理人、事件の進捗状況及び準備を要する事項（陳述書の提出が予定されるか、嘱託結果の翻訳が必要かなど）といった要素を考慮して、長ければ8週間程度、短い場合には1か月未満で柔軟に準備書面の提出期限を設定するような運用が望ましく、機械的に約1か月後に準備書面の提出期限を定めるような運用とならないよう工夫が必要であるとの考えが示された。代理人の側からは、準備書面の提出が必要な場合の標準的なスケジュールとして、①まず本人と面談する、②1週間程度で準備書面を作成する、③その後、3日から1週間程度で、完成した準備書面を本人に確認してもらうとのスケジュールが示され、結論として、提出期限まで1か月程度あれば余裕を持った期間となっていると意見が述べられた。加えて、1か月間隔というのは全ての事件がそのようなになっているからにすぎず、結局は直前に慌てて準備するのであるから、全部の事件がもう少し短いスパンで動いてくれれば、その方がありがたいという意見もあった。裁判所の側からは、期限どおりに準備書面が提出されれば、裁判所は、単独事件においては、前日期日の調書やそれまでに提出された準備書面・証拠も確認した上で、次日期日の進行を検討することができ、合議事件であれば主任裁判官が次日期日の進行を検討した合議メモを作成した上で合議をし、必要に応じて主張整理案の準備などの事前準備を行うことができるとの流れが紹介された。

しかしながら、実情としては、そのような理想的な期日間準備が実現されているわけではないことが紹介された。代理人の側からは、①資料の収集に時間がかかる、②本人との面談がスムーズに行かない、③本人の準備書面の確認に時間がかかることがあるほか、④そもそも本人から事情を十分に聴取できておらず（本人は何が法的に重要であるかを認識しておらず、当初は重要な事情を話してくれないことも

ある)、また本人が全てを正直に話しているわけではなく、後に本人の供述と反する証拠が出てくる等の事情のため、予定どおりに期日間準備を行うことができない旨の実情が紹介された。一方、裁判所の側からは、準備事項を踏まえて準備書面の提出期限を定めたとしても、期限までに準備書面が提出されないことは少なくなく、その場合でも強く督促をして内容が薄い準備書面を提出されても意味がないので、一通りの督促はするにせよ、それ以上に無理して督促をすることはしておらず、準備書面が期限どおりに提出されるようにするための工夫は特に行っていないとの実情が紹介された。

イ 期日前の準備の実情

上記アのとおり、期日間の準備が予定どおり進まず、結果として、準備書面の提出が遅くなることから、期日前の準備についても十分に行われていない実情がうかがわれた。具体的には、裁判所の側から、直前に準備書面が提出された場合、長さにもよるが、10分から15分程度の検討で期日に臨まざるを得ないとの実情が紹介された。一方、代理人側からも、裁判所に向かう移動中に相手方当事者から準備書面がFAXで提出されることがあり、その際は準備書面を読まないで期日に臨まざるを得ないが、その場合でも、直前に提出された準備書面の陳述が許されることが多く、代理人としても、準備書面の提出が期日の直前になることは日常的なことであると捉えており、確認ができていなくても次の期日では陳述されるので結果的には変わらないとして、そうした取扱いに異議を述べることはしないとの実情が紹介された。

なお、準備書面が期限どおりに提出されたにもかかわらず、代理人の側から見て、裁判官が準備書面を事前に検討して期日に臨んでいるのか疑わしいと思われる例や期限どおり提出した準備書面は読んだから時間が経ったためか内容をよく覚えていない一方、期限を守らず直前に出された準備書面については期日直前に目を通していたことから一応の内容は把握しており、期日においては、その印象に基づいた直感的なやりとりがされたといった例もあったとの指摘があった。

ウ 期日における争点整理の実情

(ア) 期日において、裁判所と当事者との間で認識共有ができているか

期日において、裁判所と当事者との間で認識共有ができているかについては、一定の取組は行われているものの、特に単独事件において、裁判所と当事者との間で争点等に関する認識共有が必ずしも十分にできているとはいえない現状がうかがわれた。

具体的には、裁判所の側から、早期の事案把握のために事前交渉の経緯などを調書に残さない前提で当事者から事情を聞くことがあるほか、必要に応じて、期日前に疑問等を記載したペーパーを双方当事者に送付したり、審理の段階ごとにメモや主張整理案を送付したりする事件も一定数あるとの個別の裁判官の工夫の紹介がされた¹ものの、同様の取組がされるのはごく少数の事件であり、そうした取組が庁全体に浸透しているとは言い難い状況にあった。また、合議事件はともかく、単独事件においては、①訴訟の早い段階から争いになる事実・争いにならない事実の切り分けを行うといったことまではされておらず、②間接事実レベルまで証拠の重みを確認する議論を行うかについては裁判官により濃淡があり、③対立が激しい事案については、対立が先鋭化しないよう裁判官がどこに着目しているのかを何となく分かる程度にとどめることもあるといった実情の紹介があった。これに対し、代理人の側からは、①何が主要事実で、何が間接事実かという証拠構造まで整理された経験はほとんどない、②裁判所が、代理人に対して質問をする際に、どのような理由からその疑問を抱いたのかについてまで詳しく説明することではなく(代理人としては、その主張・立証が認められないという可能性が高いという趣旨と理解している)、代理人としては、理由を尋ねることが恥ずかしいことなどから、そ

¹ 他にも、訴状に民事訴訟規則 53 条の定めるとおり、重要な間接事実の記載までするように補正する、第1回目の期日を弁論準備として、相手方から実質的な内容が記載された準備書面の提出を求めるなどの工夫も紹介された。

の理由を尋ねることは少ない上、代理人として準備不足、認識不足等の事情等もあり、裁判官の質問に対して的確に答えられないことが多い、③仮に裁判官の質問に答えられるとしても、その場で回答した結果として、裁判所からその内容を調書に残したいと言われることがあるため、当事者に確認をせずにその場で答えることは避けることが多い（代理人としては正しいことを言ったつもりでも、結果として依頼者の意図と異なることがあり、調書には残すことには躊躇がある）、④ノンコミットメントルールの下で自由に議論できれば良いと思うが、そのような経験はない、⑤そもそもフリーディスカッションを活性化させるためには、単に裁判所からフリーディスカッションをしようと持ち掛けるのみでは不十分で、裁判官・相手方との信頼関係があることが必要であるといった実情が紹介された。

（イ）争点整理の結果を当事者との間で確認・記録化しているか

争点整理の結果については、実質的な確認・記録化としては不十分なものしかなく、現状がうかがわれた。

具体的には、裁判所の側から、単独事件について、争点整理終了時・尋問の時に簡単に口頭で争点を確認することはあるが、多くの事案では尋問事項と陳述書の内容を争点に沿わせているので、それ以上の争点の確認・記録化までは不要と考えており、特別なことは行っていないとの実情が紹介された。代理人側からも同様に、①裁判官は争点整理の結果を調書に記載することはほとんどなく（代理人自身の手帳に記載する程度である）、調書に記載されるとしても、交通事故であれば、争点が「事故態様」と記載されているのみであり、あえて謄写して確認するほどの有益な記載はされていない、②その結果として、尋問するにあたって裁判官がいったいどこに着目しているかが分からないまま尋問を行い、判決を読んでようやくどこに着目していたのかが分かることがある、③争点整理案を示されて、それを修正する形で裁判所の認識を把握した経験がある弁護士もいるが、そのような経験もない弁護士も多いとの指摘がされた。これに対し、裁判所の側からは、このように当事者にとって不意打ちともなっている状況について、そもそも代理人が自分の弱いところについて言及することを暗黙に避けているからではないかとの指摘がされた。

エ 争点整理を充実させるための庁・会としての取組

争点整理を充実させるために、裁判所の側で一定程度の取組は行っているものの、その取組が弁護士の側に浸透しているとはいえず、取組の効果が十分に発揮されていないことがうかがわれた。

すなわち、争点整理を充実させるための取組として、裁判所の側からは、部内での意見交換、管内裁判官の意見交換会を行っているほか、弁護士有志との間で意見交換会を実施し、弁論準備手続における争点整理というテーマで工夫例を取り上げたとの例が紹介されたが、他方で弁護士の側からは、そもそも弁護士会内で訴訟活動について一般的に検討する委員会等の場はない、裁判所との意見交換会は実施されているものの、これに出席するのは関心がある一部の弁護士であり、そこでの議論が出席していない弁護士に還元されることはなく、弁護士会全体に浸透することはないとの実情が紹介された。

（２）合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

合議体による審理の実情としては、①合議に付されるべき事件は適切に合議に付されており、②合議に付されたとしても、これにより審理が停滞することはない、③合議体による審理においては、単独事件と比較して、充実した争点整理が行われているとの実情がうかがわれた。

（ア）付合議について

裁判所の側から、①付合議の基準を設定しており、典型的には医療・労働・建築・行政事件が、非典型的な事件としては事案・争点が複雑で、事実認定が困難なもの、社会的影響を踏まえ多角的視点を踏まえた検討が必要なもの等の基準が設定されている、②合議に付すべき事件をもれなく合議に付すために、新件が来た際に、明らかに合議相当、明らかに単独相当、判断に迷うものに三分類してい

るほか、係属中も部に係属する合議相当事件の有無を定期的に検討している（棚卸し）等との工夫が紹介された。代理人側からは、①合議に付すのが望ましいものの、そうっていない事件はない、②そもそも合議体で判断してもらうのが相当であると考えるのであれば、はじめから合議体での審理が可能な本庁・支部に訴訟を提起するとの指摘があった。

（イ）合議に付したことによる審理の停滞について

裁判所の側及び代理人の側から、①合議に付したことによってかえって当該事件又は部全体の審理が停滞するような問題は生じていない、②単独事件では審理が進まなかったものの、合議に付して、裁判長が争点整理をしたところ、事件の審理が進んだことがあったとの指摘がされた。

裁判所の側からは、合議事件については、代理人から準備書面等が提出された後、主任裁判官を中心におおむね1週間前（複雑な事件についてはそれ以上前）から記録を検討して期日前合議用にメモを作成するなどの準備を行い、裁判体において期日前に合議を行った上で期日に臨むことになるため、準備書面が予定どおりに提出されないと十分な準備ができないとの実情が紹介されたものの、実際には単独事件と比較して、合議事件においては期限どおりに準備書面が提出されることが多いとの指摘がされ、代理人の側からも、期日の前に合議をすることに備えて、準備書面・証拠を期限どおりに提出できるように気をつけているとの指摘があった。

（ウ）合議事件における争点整理について

裁判所の側から、合議事件については、①審理の早い段階で争いになる事実・争いにならない事実を分ける、②争点整理の終盤においては、主張整理表を作成して、調書に添付しているとの取組が紹介された。

イ 合議の充実・活用を図るための庁としての取組の実情

裁判所の側から、庁内では、どのようにしたら裁判体の構成員の間で充実した合議を行うことができるか等について、各種の取組を検討しており、さらには弁護士会との意見交換会を年2回行っているとの紹介があったものの、代理人の側からは、弁護士会として特に合議事件を取り上げて意見交換することとはなく、裁判所との意見交換会に際してもアンケートで会員に意見を募り、議題を募集する程度であるとの実情が紹介された。

（3）新型コロナウイルス感染症が事件処理状況、審理運営等に与えた影響の有無、程度について

新型コロナウイルス感染症が事件処理状況、審理運営等に与えた影響の有無、程度については、裁判所の側から、4月から5月の一定期間に、民事保全事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件並びに民事執行事件及び倒産事件のうち特に緊急性があるもの等を除き、民事裁判の全ての期日を取り消したが、その後は業務を段階的に再開し、6月末以降はほぼ通常どおりの業務態勢に戻った旨の紹介がされ、弁護士の側からは、依頼者とは電話、ウェブ会議等の方法で連絡をとるようになったが、期日が取消しとなり、その後に期日が入りにくかったことから、依頼者から苦情を述べられたことがある旨の実情が紹介された。

裁判所の側からは、①期日を取り消した期間においては、判決起案、主張整理案起案、和解案起案などを行った、②業務を再開した際には、次回が弁論終結予定の事案、和解成立見込みの事案、尋問予定の事案、新件など、早く進行させるのが望ましい事案から再開したが、期日を開かなくても進行させることができる事案は、期日を開かずに審理を進めたこともあった、③和解を成立させるための期日を開かず、付調停とした上で民事調停法17条に基づく決定を活用して終局させたとの事例も紹介された。他方で、弁護士の側からは、①期日が入らない期間を経ても、裁判官の事案把握が深まったり、適切な説明がされたりするようになったという実感はない、②従前からの取組であるが、期日間隔が空いた際には準備書面を往復させるなどの工夫もされていたとの指摘がされた。また、書面による準備手続の際の協議については、電話会議の方法によっても実施することができるが、ウェブ会議の方法による方が当

事者の表情を含めてコミュニケーションができるので、より使いやすいとの指摘がされた。

3 検証検討会での議論

1 争点整理手続の充実について

(1) 期日間、期日前の準備の実情

検証検討会では、期限までに準備書面が提出されないことは少なくないとの実情に対し、締切りは当然守るべきであり、社会一般からは理解し難い旨の厳しい指摘があった。加えて、準備書面が期限までに提出されないことにより、期日が空転し、審理予定が遅延すると、利用者である当事者に迷惑がかかるという意識を法曹関係者全体が強く持つ必要があるとの指摘もされた。また、この問題は、今回の実情調査に限らず、これまでも度々指摘されていたが、改善が見られず、むしろ弁護士と裁判官が、相手側の事情をおもんばかって遅延を許容してしまっている面があるとの指摘もされた。

まず弁護士の側の期限が守られていない理由について、当事者からの事情聴取及びそれに基づく調査に時間がかかることがあるとの指摘があったが、必要な準備にどれだけの時間がかかるかを的確に把握し、期限を守るという意識を涵養することが必要であるとの意見もあった。

次に、裁判所の側も、期限は守られるべきだということを強く意識すべきであり、そのような前提で期限を設定したにもかかわらず準備書面が期限までに提出されない場合には、緊張感をもって毅然とした態度を取らなければならないとの指摘がされた。具体的には、準備書面が期限までに提出されない場合には、裁判所は、督促を徹底するとともに、代理人に対し、期限に遅れた理由を具体的に説明することを求め、場合によっては当該準備書面の陳述を許さないという厳正な訴訟指揮も必要となるとの意見が出された。また、裁判所がそのような訴訟指揮をとることによって、代理人は、依頼者に対し、裁判所は期限に厳格であることを伝えることができ、依頼者の迅速な対応につながることがあるとの指摘がされた。しかしながら、現実には、裁判所がそのような訴訟指揮をとらないことがあり、結果として、代理人も依頼者に対し期限を守るように言えなくなってしまうとの指摘もあり、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないことについて、裁判所にも改善に向けた取組が必要であるとの指摘がされた。

(2) 期日における争点整理の実情

検証検討会では、裁判官が期日において質問の理由を十分に説明しない、どこに着目しているのかを何となく分かる程度にとどめることもあるといった実情調査の結果に基づき、裁判所がそのような姿勢であれば、代理人との間で口頭議論が活性化せず、結果として、裁判所と代理人との間で意思疎通ができないとの指摘がされた。

裁判官がこのように自らの意図を積極的に説明しない背景としては、裁判所が前提とする判断枠組みが当然に共有されているものと考えて明示的に議論をしなかったり、人証調べの前に踏み込んで意見、心証を述べると、一定の先入観を持っていると受け取られることをおもんばかってやんわりと述べるにとどまったりすることがあるとの指摘がされた。それに対しては、裁判官は、思っている以上に発言の趣旨が伝わっていないことを意識し、前提とする判断枠組みを共有できるよう明示的な議論をした上でどのような理由から質問をしているのかを当事者に対して丁寧に説明するとともに、争いのある事実と争いのない事実の切り分けを行い、証拠の評価を織り交ぜた具体的な議論をすることによって、先入観を持っていずれかの当事者の味方をしているわけではないことが伝わるような議論が可能であるとの意見が出され、その意味で、あるべき争点整理の姿がいまだに定着していないのではないかと指摘がされた。

(3) 争点整理を充実させるための組織的取組

検証検討会では、争点整理を充実させるために、裁判所の側が行っている取組について、今回の調査の対象としている比較的小規模の単位会であっても、裁判所との意見交換に出席していない弁護士にその結果が還元されていないなど、組織的な取組がされておらず、一部の関心の高い弁護士以外には浸透していない

との実情に対し、懸念が表明された。争点整理を充実させるための取組の効果を十分に発揮させるためには、裁判所内の意見交換のみでは不十分で、弁護士の間にもその認識が共有される必要があることから、弁護士の側にどのような改善策が考えられるかについては、今後具体的に検討する必要がある課題である旨の指摘がされた。

(4) その他

検証検討会では、そもそも第9回検証においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、実情調査の対象を1庁の裁判所及びこれに対応する単位弁護士会に絞ったため、実情調査の結果が必ずしも一般的傾向を示すものではない可能性があるとの指摘がされた。他方で、準備書面の提出期限が守られない、裁判所と当事者間で必ずしも共通認識を形成できていない点については、程度の差はあるものの、どの庁でもありうるのではないかと指摘もされた。

2 合議体による審理の現状と課題について

検証検討会では、裁判所は、合議体による審理を充実させるための方策について積極的に取り組んでおり、一定の成果が上がっていると思われるほか、合議事件にするかどうかの検討過程で、単独事件の担当裁判官の理解が深まるということも印象的であったとの指摘がされた。加えて、合議体による審理を行うことで、合議体を構成する裁判官の知見を集めることができ、事件の見通しが付いた、多角的な観点から意見を出すことで適切な結論を出すことができるなど、合議体による審理を行うことのメリットを指摘する意見も出された。他方で、そのようなメリットを利用者、弁護士に分かりやすく伝えることが必要であるとの指摘もあった。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

検証検討会では、東京地裁本庁の調査結果等を踏まえて、今後の審理運営の在り方についての議論がされ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1回の期日自体が非常に貴重になり、期日を無駄にしないように、次回までに何を準備し、期日において何を議論するのかを意識するようになったとの実情が紹介された。その他、具体的な取組として、①序盤の書面交換のみ行っている段階までは書面による準備手続に付し、主張が出そろい、争点が明確になった段階で、集中して対席で議論するといったメリハリのある審理を行っている、②期日を開く際には、ウェブ会議を活用することにより、双方当事者が裁判所に来なくても従前と変わらない、又はそれ以上に密度の濃い議論、協議ができていく、③和解に当たっては、期日を開かなくても、裁定和解、自庁調停による民事調停法17条に基づく調停に代わる決定を行う、事前に電話等による意向聴取を積極的に行うなど、今後の審理運営の在り方について参考となる取組が紹介された。

4 今後に向けての検討

1 争点整理手続の充実について

充実した争点整理を行うためには、漫然と反論のための期日を重ねるのではなく、各期日において何を議論するのかを明確にし、目的意識を持った期日の運営を心掛ける必要がある。そして、そのためには、裁判所及び代理人が十分な準備をして期日に臨むことが不可欠であり、このような審理を実践することが裁判制度の利用者の満足度を高めることにもつながるといえる。

期日間、期日前の準備については、期限までに準備書面が提出されないことが少なくないとの実情を改善するために、どのような方策が有効であるかの検討が必要になると考えられる。検証検討会で指摘されていたとおり、利用者である当事者のため、法曹関係者全員が期限は守られるべきだということを強く意識することを前提に、代理人の側では、準備書面の作成のために必要な準備にどれだけの時間がかかるかを的確に把握した上で、準備に必要な期間を算定し、裁判所は、それを踏まえて、準備書面の提出期限及び次回期日を定めることが必要になると思われるが、実情調査においては、機械的に約1か月おきとなっている期日指定の慣行にも疑問が呈されていたところであり、それ以外にもどのような方策が有効であるかを具体的に検討する必要があると考えられる。他方で、そのようにして定められた期限が守られない場合には、裁判所がどのような訴訟指揮をすべきかという点の検討も必要になると考えられる。検証検討会では、そのような場合には、裁判所は、準備書面を陳述させないことを含め、毅然とした態度を示すことが必要であるとの指摘があったところであり、期限までに準備書面が提出されるようにするための方策について、引き続き、具体的な検討が必要になると考えられる。

期日における争点整理の実情については、裁判所と代理人との間での意思疎通を改善するために、どのような方策が有効であるかを検討する必要があると考えられる。そのためには、これまでの検証でも指摘されていたことであるが、まずはあるべき争点整理の姿を踏まえた上で、裁判所は、代理人との間で判断枠組みを共有できるよう明示的に議論した上で、質問や発言の意図を丁寧に説明し、口頭議論を活性化させることが考えられるが、代理人側からも裁判所の発言の意図を確認するようにするなど、努力も求められ、具体的な在り方、工夫例については、今後更なる検討が必要になると考えられる。

争点整理を充実させるための組織的取組については、裁判所内部で行っている各種意見交換の取組のほか、弁護士有志との間で実施している意見交換会などの取組についても、引き続き実施していく必要があると考えられる。そのような取組が弁護士の側に浸透していない点については、少なくとも意見交換会の結果を、出席する一部の弁護士のみならず、単位会に所属する弁護士全体に還元できるようにするなど、争点整理を充実させるための組織的取組が弁護士会全体に浸透し、裁判所と共有できるようにするための具体的な改善策を検討するなど粘り強く取り組むことが必要になると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

裁判所においては、合議体による審理を充実させるための方策について積極的に取り組んだ結果、一定の成果が上がっているとの指摘がされているところであり、合議体による審理を充実させるための方策について、引き続き取り組むことが必要になると考えられる。特に、審理の見通しがつかないまま長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すために、部の実情に応じて、付合議基準の設定や棚卸し等の方法を工夫することが有用であると考えられる。また、合議に付した後、充実した迅速な審理を行うためには、合議体において適切に合議を行うことが必要であるところ、準備書面が期限どおりに提出されるようにすることを含め、具体的な方策について、引き続き、裁判所内で部を超えた情報交換を進めるとともに、各部・各庁の実情を踏まえた効果的な在り方を検討することが必要になると考えられる。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた審理運営の在り方について

東京地裁本庁の調査結果及び検証検討会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、審理運営の在り方に変化が生じていることが紹介された。こうした変化は、民事訴訟手続のIT化を見据えた審理運営の改善にもつながっていくものであり、有用な運用を着実に定着させるためには、裁判官のみならず、弁護士もそのような意識を持って取り組む必要があると考えられる。社会全体が新たな生活様式へと変化していく中、民事訴訟手続のIT化を並行して実践していくことも踏まえると、法曹関係者が協力して、既存の審理運営の在り方にとらわれずに、審理運営を改善するためにはどのような方策が考えられるかについて、真剣に考え、取り組んでいくべきである。